



* 0035646000 *

0035646-000

328. 364-Sa594k

逐条解说改正健康保険実務必携

産業厚生時報社出版部

1943

AGD

(241)

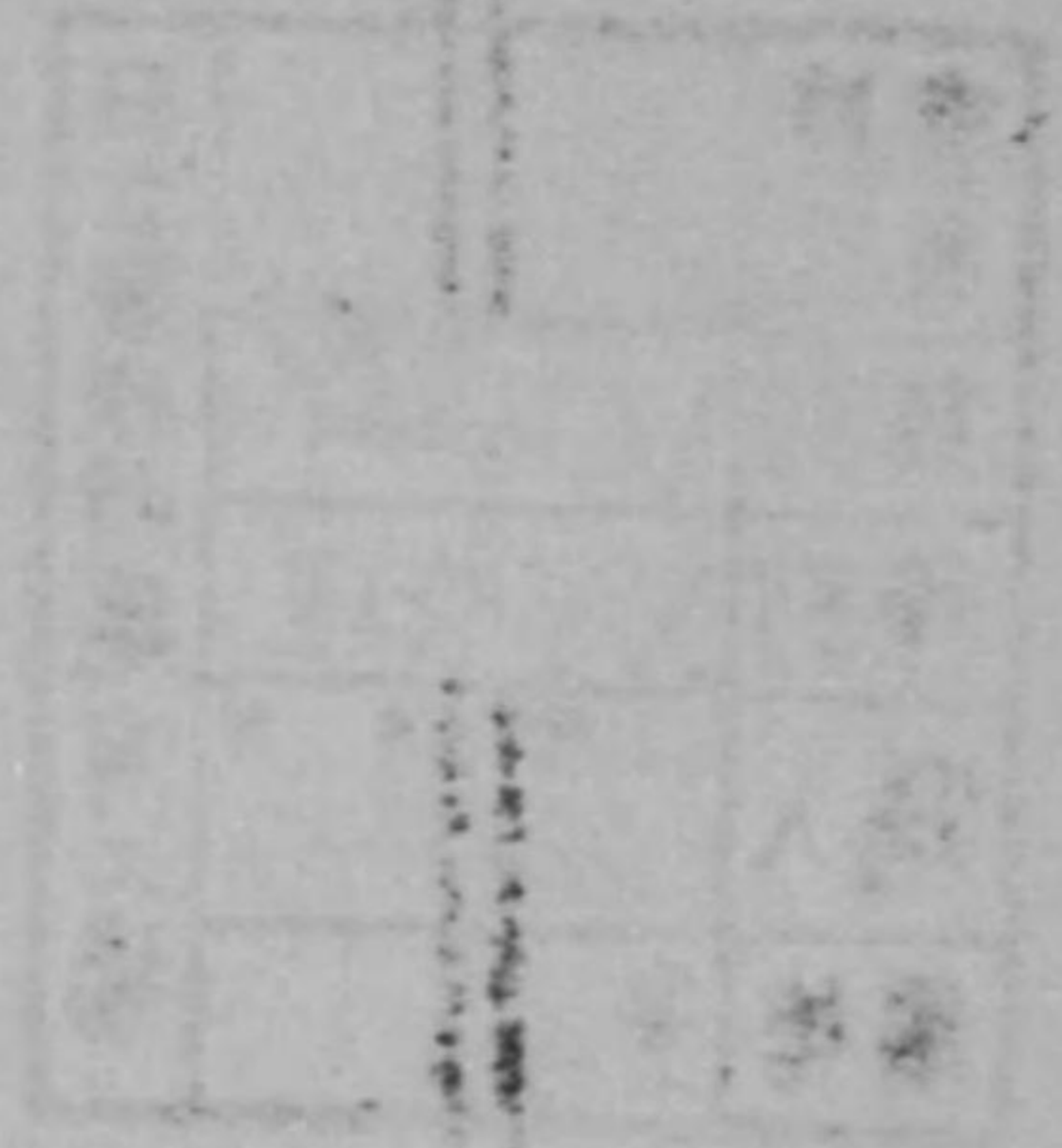
書號	3034	日 立 製 作 所 龜 有 工 場
類別	U221	
種別	法律	
購入	18715	
價格	500	

~~4-0113~~

逐條
解說

改正
健康保險
實務必携

產業厚生時報社



Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

328-364

Sa 594k



403468

寄贈

日立製作所

亀有工場殿

編 序

苛烈深刻なる大東亞戦争の現段階にあつて最大の急務は云ふまでもなく生産増強の一事である。かくて官民ともに今やこの問題の爲に凡ゆる施策を講じ全力を盡しつゝあるが、この場合眞に一億國民をして悉く皇國勤勞力の源泉たらしめてその生産力を最高度に發揮せしめるには何よりも先づ國民保健と國民生活への配慮が特に肝要となる。

従つて國民保健の確保を使命とする社會保險も、かゝる戰時的要請に應へてその使命を更に一段と強化發展せしめ健兵健民の國策への重要なる一環たらねばならぬ。

よつて政府當局は去る七十九議會の審議を経て從來の健康保險に職員健康保險を統合して全面的な改正を加へ昭和十八年四月一日より之が實施をみてゐるのであるが、決戦下國費多

端の際に多額の國帑支出をも顧みず斯くの如き劃期的改正を敢へてしたのは戦時國民健康の増進が如何に重要を極はめてゐるかを物語るものに他かならない。

改正の要點を摘記すれば大體において――

- 一、被保險者の範圍を擴張して一年の報酬千二百圓を超え千八百圓に至る迄の職員及從來の職員健保適用の事業であつて常時十人未満五人以上を使用する事業所に使用せらるゝ者をも強制被保險者とする外新たに法人の事務所を使用せらるゝ者をも強制被保險者中に採り入れることになつた事
- 二、勤務者の家族についての保險給付を充實した事、即ち家族に對し療養費を支給する療養の範圍を被保險者の場合と同様程度迄擴張し又配偶者の分娩についても保險給付を行ふことになつた事
- 三、療養の給付を爲す場合には特別の場合の外は被保險者としての費用の一部を負擔せし

める事

- 四、療養の給付の内容を改善し特に結核性疾病に對する給付を法定給付とし且つその支給條件を緩和した事

となるが、法適用事業場に於ける之が保險事務の實際取扱の上にも相當の改變が加へられ、且つ實施以來未だ尙ほ日の浅いために本法の取扱には種々の疑義がある。

然るに今日に至るも尙ほそれらの疑義を鮮明し、眞に實務家の指針とするに足る必携書なく、僅かに流布される二、三の類書あるも、その殆んどは舊法解説の焼直しに過ぎず、しかも正確を生命とすべき關係法規條文に夥しい誤植、脱落すらあつて到底信憑さるべくもない。

よつて各方面からの懇慫もあり編者は本書の刊行を企てた次第であるが解説並に編纂に當つては出來得る限り實務家諸氏の要望を満すべく努力し、特に收載法規、通牒、告示等の校

正には嚴密を期した積りである。幸ひにして關係者諸氏の執務に些少でも役立つなら編者の喜とするところである。

昭和十八年七月

編者

目次

第一編 改正健康保險法逐條解說

第一章 總則

1	保險事故の種類	一
2	報酬、標準報酬	二
3	保險料並に保險給付額の算定	五
4	時效及期間の計算	八
5	健康保險の特典	二
6	事業運営上の權能	三
7	滯納處分	八
8	國、道府縣の使用者	二

第二章 被保険者に関する事項

- 1 強制被保険者の範囲……………三
- 2 適用より除外せられる被保険者……………二九
- 3 任意包括被保険者……………三三
- 4 資格得喪の時期……………三五
- 5 任意継続被保険者……………三九
- 6 被保険者證に関する事項……………四一

第三章 保 險 者

- 1 總 說……………四三
- 2 政府管掌の保険……………四四
- 3 組合管掌の保険……………四六
- 4 健康の保持に関する施設……………五五

第四章 保 險 給 付

- 1 療養の給付……………五九
- 2 傷病手當金……………七四
- 3 法定期間を越ゆる療養の給付……………七七
- 4 死亡に関する給付……………七六
- 5 分娩に関する給付……………七九
- 6 資格喪失後の給付……………八二
- 7 家 族 給 付……………八五
- 8 保険給付の制限又は停止……………八八
- 9 保険給付の支給期日……………一〇〇
- 10 損害賠償請求権の取得……………一〇一
- 11 権利の譲渡及差押の禁止……………一〇三

12	租税其の他公課の免除	101
13	被扶養者の準用規定	103
14	任意の附加給付	104

第五章 費用の負擔

1	國庫負擔金	105
2	保 險 料	106
3	保険料の負擔割合	109
4	健康保険組合の保険料	112
5	保険料を徴收せざる期間	113
6	保険料納付の義務	114
7	保険料の控除權	115
8	保険料の納付期日	115

第六章 審査の請求訴願及訴訟

1	權利救済の趣旨	117
2	地方社會保險審査會	117
3	中央社會保險審査會	118
4	審査請求の手續	118
5	審査會の審議及決定	118
6	審査の請求、訴の提起	119
7	訴願及行政裁判所への出訴	120
8	證 據 調	123
9	提 起 期 限	124

第七章 罰 則

附 則	121
-----	-----

第二編 關係法規

1 健康保險法……………一三九

2 健康保險法施行令……………一六三

3 健康保險法施行規則……………二〇〇

第三編 健康保險醫療關係省令並告示

1 健康保險及國民健康保險ノ保險醫及保險藥劑師ノ指定
ニ關スル件……………二九三

2 健康保險保險醫療養擔當規程……………二九五

3 健康保險保險齒科醫療養擔當規程……………三〇八

4 健康保險保險藥劑師療養擔當規程……………三二〇

5 健康保險ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スヘキ費用ノ額ノ算定方法……………三四

診療報酬點數表……………三五

注射點數表……………三五

齒科診療報酬點數表……………六一

注射點數表……………六六

調劑報酬計算表……………四三

6 健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル一部負擔金ノ額……………四四

7 健康保險法施行規則第五十六條ノ三第三項第二號ノ規定ニ依ル疾病又ハ負傷……………四五

改正健康保険法逐條解説

第一章 總 則

保險事故の種類

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分婉ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス
保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者²⁾（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病負傷又ハ分婉ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第一條の規定は健康保險に於て爲す保險給付の對象たる保險事故の種類を明示したのである。而してその第一項は被保險者自身に對するもの、その第二項は被保險者の家族に對するものである。

保險者に付ては第二十二條に於て、被保險者に付ては第十三條以下に於て夫々説明することにして、第一條重要點に就て説明してみると次の如くである。即ち、右條文中の右側に算數を附してあるのが、その重要點で、これを説明すると次の通りとなるのである。以下便宜上、條文解説に當つては此の方法に據

ることとした故讀者の御賢察を乞ふ次第である。

1 保險給付とは、被保險者に保險事故が生じた際、保險の經營者たる保險者即ち政府又は健康保險組合より支給する給與を意味してゐる。

2 そして被保險者に依り生計を維持する者（被扶養者）の範圍に關しては施行令第一條に左の如く規定されてゐる。

令第一條 健康保險法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依り生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ竝ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スル者トス

報酬、標準報酬

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對

償トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ
賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

1 (イ) 報酬とは勞務の對象として受けるものであるから、必ずしも事業主より受けることを要しない。即ち事業主以外の者より受ける賃金、給料又は

俸給としては、顧客より受ける祝儀、チップ等も考へられるのである。

(ロ) 茲に「勞務」と云ふのは、肉體的なものたると精神的勞務たるを問はない。然し其の勞務は使用される事業に付ての勞務であることが必要であつて、假令被保險者であつても別の仕事例へば、内職に依る収入とか財産所得のやうな収入は健康保險法の所謂報酬には該當しないことになつてゐる。

(ハ) 右に反し被保險者が健康保險法の適用ある二箇以上の事業所に兼務してゐる場合の如きは、其の兩方より得る報酬を合算しなければならぬ（規則第二條）。

2 (イ) 第一項の「……俸給に準すべきもの」の範圍は、常時又は定期に受ける給與其の他の利益である（令第一條ノ二）。例へば正規の従業時間外の早出、残業、徹夜勤務、宿直、特別勤務を爲した場合に支給する歩増、其の他役付手当、物價手当、勤務手当、勤続手当、食費補助及金銭以外の給與、利益（食事、住宅）等が之に含まれる。但し左に掲げるものは之を除かれてゐる。

一、三月を超える期間毎に支給する賞與又は手当

- 二、通勤手当又は外勤手当
 - 三、住居に關する利益又は住宅料にして賃金、給料又は俸給の額の決定に影響なきもの
 - 四、其の他厚生大臣の指定するものとして現在指定されてゐるのは家族手当のみである（昭和一八、三、六厚生省告示第八十八號）。
- 右の中、三の「……賃金等の額の決定に影響なきもの」とは、例へば住宅寄宿舍等が與へられても夫れが爲賃金等が減ぜられない場合の事である。これは山間の地域に居住することを義務付けられ、これが爲住宅又は住宅料が支給されるときのことであつて實際上、そうした例は甚だ少いであらう。
- (ロ) 賃金、給料又は俸給に準すべきものの全部又は一部が金銭以外の給與其の他の利益なる場合に於ては、其の價格は地方長官が其の地方の時價に依り之を定めることになつてゐる（令第二條第一項、第二項）。
- 又健康保險組合の方は別に規約を以て定める事になつてゐる（令第二條第三項）。

保険料並に保險給付額の算定

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 健康保險に於ては、保險料の徴收又は保險給付の中、傷病手当金、出産手当金及埋葬料の額を決定するに被保險者の報酬に基準を求めの方針を採つてゐる。而して前述法第二條の範圍内にある報酬を一括して一様の額に定め之を基準としたものが標準報酬である。従つて標準報酬は、假定的な一時的平均的基準たる報酬であることは明らかになるであらう。
- 2 (イ) として標準報酬は被保險者の報酬月額に基き左の等級に區分されてゐる（令第三條）。

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	日額	月額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未満
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未満
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未満
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未満

第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未滿
第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未滿
第七級	七十圓	二圓三十錢	六十五圓以上七十五圓未滿
第八級	八十圓	二圓七十錢	七十五圓以上八十五圓未滿
第九級	九十圓	三圓	八十五圓以上九十五圓未滿
第十級	百圓	三圓三十錢	九十五圓以上百圓未滿
第十一級	百十圓	三圓七十錢	百圓以上百十圓未滿
第十二級	百二十圓	四圓	百十圓以上百二十圓未滿
第十三級	百三十圓	四圓三十錢	百二十圓以上百三十圓未滿
第十四級	百四十圓	四圓七十錢	百三十圓以上百四十圓未滿
第十五級	百五十圓	五圓	百四十圓以上百五十圓以上

(ロ) この標準報酬は日額に基いて算定し保険料の額の算定、埋葬料等は之に依り定めるのであるが、傷病手當金、出産手當金は性質上日額に依り支給するので標準報酬日額も存置されてゐる。

(ハ) 標準報酬の決定は被保険者の資格取得の日を基本として之を定め、右決定後に於て其の標準報酬に該當しなくなつた時に隨時變更を行ふ。

此の場合事業主は「報酬月額變更届」を規定の様式に依り、遅滞なく地方長官又は組合に提出し其の改定を受けるのである(令第四條、規則第三條)。

(ニ) 而して、政府又は健康保険組合は必要に應じ標準報酬の算定基礎届を事業主に提出せしめることが出来るのである(規則第四條)。

(ホ) 前述(ハ)及(ニ)に依り標準報酬を決定したときは地方長官は遅滞なく之を事業主に通知する。又は事業主は右の通知を受けたときは遅滞なく之を被保険者に通知せねばならぬ(規則第五條)。

(ヘ) 標準報酬月額の算定方法に付ては令第五條に左の如く規定してゐる。

令第五條 第三條ニ規定スル被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額
- 三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ現ニ使用セララル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シ

タル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

時効及期間の計算

第四條 保險料¹⁾其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金²⁾ヲ徵收シ又ハ其ノ還付³⁾ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効⁴⁾ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス

命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル

徵收金ノ徵收ノ告知⁵⁾ハ民法第五百十三條⁶⁾ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

- 1 保險料は保險者が健康保險事業に要する費用に充つる爲徵收する金銭であるが、之は第七十一條に於て説明することにした。
- 2 「本法の規定に依る徵收金」とは督促手数料、延滞金等を言ふのである。
- 3 次の「還付を受くる」とは保險料を過納し、又は誤納（二重納付等）した場合に於ける返付金を謂ふのであつて、保費料の割戻を意味するものではない。
- 4 「時効」とは、時の経過に依つて法律上の權利義務の得喪、變更の效果を生ずる制度である。即ち權利の上に眠つてゐるものは、法律は之を保護せずとの理由に基くものである。勿論時効は之を援用する場合にのみ効果があるのであつて、之を援用せずに債務を履行するに於ては權利を行使することに支障はない（民法第四百十五條）。
- 5 民法の時効に關する規定に付ては民法第六章第四百四十四條乃至第四百六十一條の規定参照のこと。

6 命令の定むる納入の告知とは、「會計規則第三十一條歳入徴收官前條（歳入徴收の決定）ノ決定ヲ爲シタルトキハ納人ニ對シ其ノ納付スベキ金額、期日及場所ヲ記載セル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スベシ（以下略）」を指すものである。尙組合の爲す納入の告知は規則第五條ノ二に定められてゐる。

7 民法第五百十三條「催告ハ六ヶ月内ニ裁判上ノ請求、和解ノタメニスル呼出若クハ任意出頭、破産手續参加、差押、假差押又ハ假處分ヲ爲スニ非ザレバ時効中斷ノ效力ヲ生ゼズ」

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

1 健康保險法に規定する期間は、公法上の期間なるが故に民法の規定は適用されないで、特に民法の期間の計算に關する規定に依るべき旨規定されたのである。

尤も法第四十五條及第四十七條の如く「……勞務に服すること能はざるに至りたる日より起算し」と具體的に法文中に明示してゐる場合は民法の規定を準用しないのである。

健康保險の特典

2 従つて健康保險法に定められたもの以外の期間の計算に付ては、民法第五章第四百十條乃至第四百十三條が準用されるのである。

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

保險者、被保險者等關係者の出費を節約し、手續を容易ならしむる爲に、健康保險に關係ある一切の書類には印紙稅を免除することゝなつてゐる。例へば診療契約其の他保險者の爲す法律行爲、保險給付金受領其の他の委任狀等が夫れである。然し健康保險に必要な備品、消耗品等の購入に際し其の代金の領收に付ては收入印紙の免除のないことは勿論である。

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戶籍ニ關シ之ヲ準用ス

1 戶籍事務に關し無償にて證明を求め得る範圍は、戶籍の原簿に記載される特定の事項に付ての證明であつて、戶籍の謄本又は抄本の無償交付を意味す

るのではない。

2 戸籍事務を管掌する者は市、町、村長である。尚六大都市に於ては區長、町村制を施行しない地では之を擔當する吏員である（戸籍法第一條、第六條）。

(一) 届出及證明の義務

第八條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動、報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

1 本條は事業主の協力を俟つて健康保險事業の目的を達せん爲設けられた規定で、事業主に課せられた事務的負擔は大略次の如きものである。

(イ) 被保險者に關する届出の義務

尚これらの届は様式の定あるもの、外は口頭を以て爲すことが出来る（規則第八條ノ三）。

一、被保險者の資格取得及喪失等の届（規則第十條、第十條ノ二、第二十三

條ノ二）

二、報酬に關する届（規則第三條、第四條）

三、入營應召其の他の届（規則第十七條）

四、事業主變更の届（規則第十八條）

五、其の他の届（規則第十九條、第二十條）

(ロ) 證明の義務

事業主は保險給付を受けんとする者より左の如き證明を求められた場合は之に對し證明書を交付せねばならぬ。そして正當の理由なく之を拒むことは出来ないことになつてゐる（規則第六十五條）。

一、療養の給付及療養費を受くる場合の業務上の事由に依る證明（規則第四十五條ノ二第三項、第五十三條第二項、第五十六條第二項）

二、家族給付を受くる場合に於ける家族たるの證明（規則第六十三條ノ八第二項）

三、傷病手當金の支給を請求する場合の證明（規則第五十七條第二項第二號）

四、埋葬料及埋葬費並に家族療養費の支給を請求する場合の證明（規則第五十九條、第六十條、第六十三條ノ十一第二項、第六十三條ノ十二第二項）

五、分娩費及出産手當金の支給を請求する場合の證明（規則第六十二條第二項第一號、第六十三條ノ十四）

（ハ）其の他の義務

一、被保險者證を地方長官又は組合より送付ありたるときは之を被保險者に交付する（規則第二十三條第三項）

二、被保險者證第一面の記載事項に變更ありたる場合の改訂義務（規則第二十三條第五項）

三、被保險者の資格を喪失した場合の被保險者證の回收及之を地方長官又は組合に返納する義務（規則第二十三條ノ二第一項）

四、書類保存の義務、即ち事業主は健康保險に關する一切の書類を其の完結の日から二年間保存することを要する（規則第八條）

2

「……施行に必要な事務を行はしむる」代表的のものとして事業主の代理人制度がある。既に述べたやうに事業主に課せられた各被保險者に關聯する事務は多種に亘るのであるが、之を事業主と被保險者の直接交渉と爲すことは事實上困難な場合が多いので、一定の輕易なる事柄に付て豫め代理人を

選任し之を處理せしめることを得ることとした。此の場合事業主は「代理人選任届」を地方長官又は組合に届出でて置かねばならぬ（規則第八條ノ二第二項）。

尙代理人をして爲し得る事項は左の通りである。

規則第八條ノ二 第三條、第四條、第五條第二項、第十條、第十條ノ二、第十條ノ三、第十一條第二項、第十七條、第十九條、第二十條、第二十三條第三項及第五項、第二十三條ノ二第一項及第二項、四十五條ノ二第三項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十六條ノ二第二項、第五十七條第二項、第五十九條、第六十條、第六十二條第二項、第六十三條ノ二、第六十三條ノ三第二項及第三項、第六十三條ノ八第二項、第六十三條ノ九第二項、第六十三條ノ十一第二項、第六十三條ノ十二第二項、第六十三條ノ十四及第六十四條ノ規定ニ依り事業主ノ爲すべき事項ニ付テハ事業主ハ豫メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依り事業主代理人ヲ選任シタルトキハ地方長官又ハ組合ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

事業主ガ地方長官ニ對シ勞働者年金保險法施行規則第七十六條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ併セテ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモ

ノト看做ス

(二) 臨 検、檢 査

第九條 行政官廳¹⁾ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並

ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリ

シ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他

ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

保險給付が適正に行はれ、健康保險事業遂行の完璧を期せんが爲には被保險者に關する各種の情況を知つてをく必要があり、かゝる監査規定は監督上當然である。尙此の場合、當該官吏は臨檢に際しては一定様式の證票を携帯するを要することになつてゐる(規則第六條)。

1 「行政官廳」とは健康保險を所管する行政官廳のことである。

2 として「當該官吏」とは、規定上の官吏の身分あるもの、外、補佐の爲之に隨伴する者も含んでゐる。

第九條ノ二 行政官廳保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢査セシ

ムルコトヲ得

この條文は前條と同様醫療の適正を期する爲其の情況を知る必要から新に設けられた重要規定である。

1 として、規則第六條の二には更に次の如く規定してゐる。

規則第六條ノ二 法第九條ノ二ノ規定ニ依リ診療録ノ檢査ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ當該官吏ハ様式第二號ノ二ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

2 「其の他の帳簿書類」とは、附添看護婦等に關する記録其の他保險給付に關し必要な各種の備付書類である。

(三) 職 權 の 委 任

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ行政

官廳ニ委任スルコトヲ得

1 本條に基く職權委任事項は左の如くである。

規則第六條ノ三 法第十條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル職權ヲ地方長官ニ委任ス

一 法第十四條第一項、法第十五條ノ二第一項及法第十九條第一項ノ規定

ニ依ル職權(組合ノ設立、解散又ハ規約ノ變更ヲ伴フ場合ヲ除ク)

二 法第三十七條ノ規定ニ依ル職權中組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サ

シメ事業及財産ノ狀況ヲ検査スル職權及法第三十八條ノ規定ニ依ル職權
(組合ガ二以上ノ道府縣ニ跨ル場合ヲ除ク)

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滞納スル者アルト
キハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ督促手数料及延滞金ヲ徵收ス

1 保險料其ノ他徵收金ノ督促ハ督促狀に依リ之を爲すことになつてゐる(令
第五條ノ二、規則第六條ノ四)。

2 督促手数料は二十錢、延滞金は徵收金額百圓に付一日三錢の割合を以て納
入期限の翌日より徵收金完納又は財産差押の日の前日迄の日數に依り計算す
る。然し左の各號の一に該當するとき又は滞納に付酌量すべき情狀あるときは
延滞金は徵收しない(令第五條ノ二第二項、同第五條ノ三)。

一、納入の告知書一通の徵收金額五圓未滿のとき

二、納期を繰上げ徵收を爲すとき

三、納付義務者帝國內に居住せず又は其の住所、居所不明の爲公示送達に依
り納入告知を爲したるとき

四、督促狀に指定したる期限までに徵收金及督促手数料を完納したるとき又
は延滞金十錢未滿なるとき

第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄
ニ保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ保險者
ハ國稅滞納處分ノ例¹⁾ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産
ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得但シ健康保險組合
ガ保險者ナル場合ニ於テ國稅滞納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得
ルハ市町村ニ對シ處分ヲ請求スルモ市町村ガ其ノ請求ヲ受ケタル日
ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セ
ザル場合ニ限ル

前項但書ノ規定ニ依リ健康保險組合ガ國稅滞納處分ノ例ニ依リ處分
ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
保險者ガ第一項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ
市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ保險者ハ
徵收金額ノ百分ノ四ヲ當該市町村ニ交付スベシ
第一項及前項ノ規定ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在
リテハ之ニ準ズベキモノトス³⁾

- 1 國稅徵收法に依り、國稅の滯納處分を爲すと同様な手續と公權力とを以て強制執行を爲すことである。従つて保險料其の他の徵收金が租稅に準じた取扱ひを受ける譯である。
- 2 第二項に於て組合が滯納處分を爲す場合に厚生大臣の認可を受けしむること、したのほ、組合が公法人と雖も國家に非ざる團體なるが故に、人の權利に對し之が強制を加へることは出来る限り避けしめねばならぬ趣旨である。
- 3 第四項の「……之に準すべきもの」とは市制第四百九十九條第一項の市町村組合、六大都市に於ける區、北海道一級、二級町村、町村制を施行せざる指定の島嶼等である。

第十一條ノ三 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノ徵收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツモノトス

- 1 保險料其の他徵收金の先取特權の順位は、國稅、市町村（準すべきものを含む）稅に次ぎ、他の公課即ち水利組合、農會、耕地整理組合等の徵收金に先立つて徵收し得るのである。

第十一條ノ四 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七¹⁾及第四條ノ八²⁾ノ規定ヲ準用ス

- 1 國稅徵收法第四條ノ七「納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人ガ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス」
- 納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニスル書類ニ限り其ノ住所又ハ居所ニ送達ス」

- 2 同第四條ノ八「書類ノ送達ヲ受クベキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國内ニ住所、居所アラザルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公知シ公知ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス」

第十二條 國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

- 1 勅令を以て規定した別段の定とは左の通りである。

令第七條 國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用

セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ健康保險ノ被保險者トセ
 ス
 一 官吏及待遇官吏
 二 第九條第二號及健康保險法第十三條第四號（ヘ）乃至（ヌ）ニ掲グル
 事業ノ事業所ニ使用セラルル者
 令第七條ノ二 國ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ第九條第一號及健康
 保險法第十三條第四號（イ）乃至（ホ）ニ掲グル事業ノ事業所竝ニ同條第
 一號及第二號ノ事業所ニ使用セラルルモノガ共濟組合ノ組合員ナル場合ニ
 於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ厚生大臣ニ於テ適當ナリト認め其ノ組
 合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ同法ノ規定ニ依ル保險給付
 ヲ爲サズ

第二章 被保險者に關する事項

強制被保險者の
範圍

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保
 險ノ被保險者トス
 一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場³⁾
 二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場⁴⁾

三 法人⁵⁾又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ
 従業員ヲ使用スルモノ⁷⁾
 四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用ス
 ルモノ
 (イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業⁸⁾
 (ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業⁹⁾
 (ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業¹⁰⁾
 (ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業¹¹⁾
 (ホ) 貨物積卸ノ事業¹²⁾
 (ヘ) 物ノ販賣ノ事業¹³⁾
 (ト) 金融又ハ保險ノ事業¹⁴⁾
 (チ) 物ノ保管又ハ貸貸ノ事業¹⁵⁾
 (リ) 媒介周旋ノ事業¹⁶⁾
 (ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業¹⁷⁾
 (ル) 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業¹⁸⁾
 事業所とは、現實に事業を行ふ場所を指稱する。従つて例へば同一の會社

が各地に五つの工場を有してゐる場合だと、その五つの工場が個々に事業所となる譯である。尙本法の適用は、企業の存する所盡くの被傭人を被保險者と爲さんとする法の精神に鑑みて、凡てを廣義に解する。

兼業と附隨事業との區別如何は人數計算の上に問題を生ずる。即ち附隨事業ならば本來の目的とする事業に包攝せられて單獨には法適用の問題は起らないが、兼業ならば各個別的に適用ありや否やを検討せねばならない。而して數種に亘る一事業主の經營する事業が兼業なりや附隨事業なりやは社會通念に依り且前記の法の精神と營業状態に基いて判定しなければならぬ。

2 「使用せらるゝ者」とは、必ずしも事業主との間に法律上の雇傭關係が存在することを要しない。事實上の使用關係があれば足りる。又直接事業主との間に使用關係がなくても、事業主に使用せられる者と同様の状態に於て作業に従事する者は本法の強制被保險者となる。例へば従業員が、その妻子を事業所に伴ひ、手傳ひとして業務に従事せしめる場合、その妻子と事業主とは別に使用關係はないが事業所に使用せられる者として其の妻子も被保險者となる。

3 工場法第一條の適用工場とは、常時十人以上の職工を使用する工場、職工十人以下を使用するも事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞ある工場にして特に規定されたものである。

4 鑛業法の適用事業場又は工場とは、鑛物の試掘、採掘及之に附屬する事業を行ふ場所と所謂鑛山と、之に附屬して設置される工場である。

5 「法人とは」法律上の人格即ち法律に依つて權利能力を附與された所謂權利の主體である。これには社團法人、財團法人の區別があり、又公益法人、私益法人の區別がある。商業組合、工業組合、農會、商工會議所、各種會社は總て法人である。

6 第三號の「命令を以て定むる團體」とは、大政翼賛會、海運報國團、大日本産業報國會、大日本青少年團及地方長官の指定するもの等である。尙事務所とは執務する場所の意味であつて、工場作業場等の肉體的勞務を行ふ作業の場所に對應する意味に用ひられており廣義に解する。

7 「従業員を使用するもの」と規定したのであるから、従業員であれば職工

職員の區別なく、凡て其處に従事してゐる者を含めて五人以上使用しておれば適用される。又「常時」としてゐるのであるから日頃、三人を使用してゐて偶々五人以上になつたとしても適用はない。

8 第四號の(イ)は、常時十人未満の従業者を使用してゐるもの、即ち工場法の適用を受けない小規模工場である。

9 (ロ)は砂鑛、土石採取等鑛業法の適用を受けないものが之に該當する。

10 (ハ)は水力に依る動力の發生、又は火力、蒸氣、ガソリン發動機に依る動力も考へられるが、何れにせよ工場法の適用以外のものであるから範圍が極く尠い。尙電氣動力に關する事業であつても架線工事、器具取付等のみを専門とするものは、此の中には這入らぬと解される。

11 (ニ)は(一)地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業、(二)自動車其の他の車に依る運送の事業、(三)索道(ケーブルカー)に依る運送の事業、(四)航空機に依る運送の事業、(五)平水區域を航行する船舶又は船舶法第二十條に規定する船舶に依る運送の事業其の他の運送の事業がこれに包含される。

12 (ホ)は船舶の貨物の積卸、岩壁、波止場、停車場若しくは倉庫に於ける貨物の取扱又は工場、鑛山若しくは土石砂鑛を採取する場所に於ける貨物積卸を謂ふ。所謂仲仕と稱するものを使用する積卸業である。

13 (ヘ)の場合に於ては會社組織に依る物の販賣は第三號に該當するからこゝでは個人名義に於て、或は第三號に依る指定のない團體組織に於て行はれる場合に本號の適用となる。尙茲に販賣とは、他人の委託に依らずして反覆的に有價的讓渡を爲すを目的とする事業である。物品販賣は勿論不動産販賣購買組合の爲す卸賣事業、出版業、新聞、雜誌、書籍類の發行社も之に這入るのである。

14 (ト)は銀行業、信託業、融資業、保險業其の他の金融又は保險の事業である。

15 (チ)は物を有料にて保管するを業とするもの或は代價を得て物を貸與するを業とするものであつて、倉庫業、貸家貸室業、物品貸付業、貸グラウン
ド業、自轉車預り業荷物預り業等である。

16 (リ)は當事者の中間に立つて聯絡をとり夫々の目的を達せしめるを業と

するものであつて、仲立業、問屋業、代理業、取引所業、有價証券業、有價証券引受業、周旋業（ブレイガイド結婚媒介業、營利職業紹介業）、電話賣買業等である。

17 (ヌ)は他人の爲に金銭の取集を爲すを目的とする集金業、旅客の爲に諸般事情の紹介、其の他の案内を爲すを目的とする旅行案内業、他人の爲に諸般の事項の周知を爲すを目的とする新聞雜誌廣告等、電柱廣告業等が本號に該當する。

18 (ル)は令第九條に(一)燒却、清掃又は屠殺の事業、(二)物の配給(販賣を除く)の事業が規定せられた。

最後の「物の配給の事業」とは、一般の物品の販賣業とは異なる。即ち決戦下に於ては物の自由販賣が許されなくなり、所謂切符制が行はれ多數人に對する有價的讓渡であり乍ら販賣とは多少異なる觀念が各種の物品に生じて來た。そこで茲に配給に關する事業が一般の物品販賣と區別して加へられたのである。

適用より除外せられる被保険者

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康

保險ノ被保險者トセズ

- 一 船員保險ノ被保險者(勅令ヲ以テ指定スル者¹⁾ヲ除ク)
 - 二 一年ノ報酬ガ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル職員²⁾
 - 三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ³⁾
 - 四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者⁴⁾
- 前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ⁵⁾國民健康保險ノ被保險者タル期間ハ之ヲ健康保險ノ被保險者トセズ

本條は保險制度の重複を避ける爲或は執務の便宜或は社會政策的見地等の種々の理由より、一定の者を健康保險の被保險者と爲さざる旨定めたのである。

1 船員保險の被保險者は原則として除外されるのであるが、勅令第九條ノ二を以て船員保險法第二十條第一項の規定に依る繼續被保險者は除外されない旨規定された。

2 第二號に基き勅令に規定されたのは一年の報酬が「千八百圓を超ゆる職員」である。従つて勞務者は一年の報酬千八百圓を超ゆる者であつても除外さ

れない。

3 臨時に使用せられる者の中で除外されるものは令第九條ノ四に規定せられてゐる。即ち(一)二月以内の期間を定めて使用せらるゝ者(然し二月の期間を超えて同一事業に引續き使用せらるるやうになれば臨時使用人とは見ない。(二)使用期間の定めなく、勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者。(三)日々雇入れらるる者(以上二つの場合は一月を超えて引續き使用せらるるに至れば茲に臨時使用人ではない)。(四)厚生大臣の指定するものとして季節的業務に使用せられる者を被保險者とせざる旨規定せられた(規則第十二條ノ二)。例へば繭の乾燥、清酒、味淋の製造、澱粉、清涼飲料の製造、果實、蔬菜の罐詰等に使用せらるる者が之に該當するであらう。然しこれらの者と雖も四月を超えて使用すれば適用がある(規則第十二條ノ二但書)。

4 第四號の勅令を以て指定する者として令第九條ノ五に左の者が除外せられてゐる。

(イ) 宗教團體法第二條の規定に依る團體(神社、寺院、教會等)に使用せ

らるる者。

(ロ) 北海道、府縣、市町村其他之に準すべきものに使用せらるるもの(但し令第九條第一號の規定に依る焼却、清掃又は屠殺の事業に使用せらるる者、健康保險法第十三條第四號(イ)より(ホ)に掲ぐる事業の事務所に使せらるるもの(ホ)に掲ぐる事業の事務所を使用せらるる者及同條第一號及第二號の事業所の事務所を使用されるものは此の限りに非ず)。

(ハ) 事業所の所在地の一定せざる事業(サーカス、掛小屋にて行はるる芝居、相撲等)に使用せらるる者。

(ニ) 前各號の外厚生大臣の指定する者として左の者が除外せられた。

規則第十二條ノ三 令第九條ノ五第三號ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

一 國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ノ事務所ニ使用セラルル者

二 臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 生命保險會社ニ使用セラルル者ニシテ保險契約者ノ募集勸誘ニ従事スルモノ但シ六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

5 第二項の規定に基き勅令第九條ノ六を以て月給職員で傷病の爲勞務不能期間三月以上に亘つても尙且俸給の全額を支給され得る者が國民健康保險の被保險者となつた場合には其の期間健康保險の被保險者としてないこととした。此の規定は、同一人が同時に國民健康保險法の被保險者と健康保險法の被保險者たるの重複を避け國民健康保險の被保險者たるの期間に限り健康保險の強制適用を排除する趣旨である。而して此の融通を認められるのを前述の被保險者に限つたのは、月給職員は勞務不能の際に傷病手當を受ける機會も比較的尠く（法第五十八條參照）傷病手當金の額の尠い國民健康保險の被保險者となるも健康保險の被保險者となるも殆ど此の點で差異がないからである。

任意包括被保險者

第十四條 第十三條ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得
前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

1 任意包括被保險者と爲すの認可申請は規則第十三條の所定事項を具して當該

事業所の事業主が厚生大臣に爲すことに本條ではなつてゐるが、右の認可權は、法第十條の規定に基き地方長官に委任されてゐるから従つて地方長官に提出すればよいのである。又此の認可は要件が具備すれば別に行政的酌量の餘地なく直ちに認可される。

2 任意包括被保險者となり得る者の資格には何等の制限がない。即ち雇傭關係に立つ者ならば法第十三條の強制適用以外のすべての者に付可能である。只法第十三條ノ二に掲ぐる適用除外者に付ては、制度の趣旨或は事務の便宜上除外された者であるから矢張此處でも除外することは次の法第十五條第二項に規定する通である。尤も法第十三條ノ二の除外者の中、一年の報酬千八百圓を超ゆる者は包括被保險者たり得る。尙此の包括被保險者と爲すの認可申請には被保險者となるべき者の二分の一以上の同意を要するのであるが、認可は其の事業所に使用せられる者凡てを包括して爲されるのであるから假令申請の際不同意の者であつても認可後は總て被保險者となること勿論である。

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

1 第二項は法第十三條ノ二の被保險者たるの除外者は任意包括被保險者の場合にも欠格者となるとの意である。

第十五條ノ二 健康保險ノ被保險者ヲ使用スル事業所ノ事業主ハ主務

大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル第十三條ノ二第一項第

二號ニ該當スル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

第十三條ノ二(第一項第二號ヲ除ク)、第十四條第二項及前條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

1 第一項の「……該當する者」とは一年の報酬千八百圓を超ゆる職員を指すのであつて、之等を含括して被保險者と爲すことが出来る規定である。

2 第二項は準用規定である。即ち

(イ) 右の申請を爲さんとする従業者が第十三條ノ二第一號、第三號、第四號に掲ぐる被保險者たるの缺格者である場合は、包括被保險者と爲すことが出来ない。

(ロ) 1の申請の際は被保險者となるべき者の二分ノ一以上の同意を要する
(ハ) 1の申請に依る認可ありたるときは其の認可指令の日より健康保險の被保險者となる。

第十六條 第十三條ノ事業所カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルト

キハ其ノ事業所ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

1 強制適用さるゝ事業所が然らざる状態になつた場合、例へば常時五人以上を使用してゐたのが事業を縮少して常時三人を使用する常態になつた場合、又は法人の事務所が個人の事務所になつた場合は、直ちに被保險者の資格を喪失せしめることなく、斯る場合には任意包括被保險者たるの認可ありたるものと看做すのである。従つて其の際引續き健康保險の被保險者たることを好まないときは改めて包括脱退を爲すの手續を経ねばならない。

資格得喪の時期

第十七條 第十三條、第十五條及第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者

ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條ノ二、第十五

條第二項若ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日

ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

1 (イ) 本條は被保險者の資格取得の時期を規定したのである。「事業所の業務に使用せらるるに至りたる日」と云ふのは、事業主と被保險者との間に使用關係の生じた日を指すのであつて正式採用の發令ありたることを要しない。將來雇入れることを約束するを以て使用關係ありとは言ひ難く、むしろ雇傭契約は締結せざるも事實上の使用關係發生すれば其の日より資格を取得すると解する。

(ロ) 法第十三條、法第十五條又は法第十五條ノ二に依り被保險者の資格を取得した者ある時は、事業主は、規則の様式第四號に依り五日以内に之を地方長官又は組合に届出ねばならない。此の場合、政府管掌被保險者の資格を取得すると同時に労働者年金保險の被保險者の資格を取得する者に關しては様式第四號ノ二に依り正副二通を提出することゝされてゐる(規則第十條一項)。

第十八條 第十三條、第十五條及第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者

ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ但書

若ハ第十五條第二項ヲ第十三條ノ二、第十五條第二項若ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

失ス¹⁾

但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス²⁾

1 強制被保險者及任意包括被保險者は(一)死亡した日の翌日、(二)適用事業所の業務に使用されざるに至つた日の翌日、(三)適用より除外される者となつた日の翌日より其の資格を喪失する。即ち解雇、死亡の如き原因事由のあつた日の翌日より資格を喪失せしめる。

2 只然し資格喪失原因の發生の日に併せて資格取得の原因をも發生した場合例へば、甲會社を解職の日に乙會社に採用されたやうな場合は、乙會社所屬の被保險者より給付あることを適當とするので、此の場合は例外として資格喪失の原因たる事實の發生した日より資格を喪失することゝしたのである。法第十三條、法第十五條又は法第十五條ノ二の規定に依る被保險者が前項に依り被保險者の資格を喪失したるときは、事業主は規則の様式第五號に依り五日以内に之を地方長官又は組合に届出ねばならない。此の場合政府管掌被保險者の資格を喪失すると同時に労働者年金保險の被保險者の資格を喪失する。

失したる者に關しては様式第五號ノ二に依り正副二通を提出することゝされ
てゐる（規則第十條第二項）。

第十九條 第十五條又ハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用ス

ル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資
格ヲ喪失セシムルコトヲ得¹⁾

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコ
トヲ要ス²⁾

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ
其ノ資格ヲ喪失ス³⁾

1 任意包括被保險者は元來任意に因り被保險者となつたものであるから、再
び被保險者を脱退する途を拓いたのである。

2 即ち其の被保險者の四分の三以上の同意を得て當該事業所の事業主より地
方長官（法第十條の職權委任に依り地方長官とす）に申請して認可を受けれ
ば被保險者の資格を喪失せしめることが出来る。此の場合も加入申請に對す
る包括認可の場合と同様、包括して資格を喪失するのであつて不同意の者の
一部資格を存続せしめると云ふ譯には行かない。尤も法第二十條の任意繼續

任意繼續被保險者

被保險者となり得る途は拓けてゐる。

3 被保險者の資格は認可のあつた日の翌日より喪失する。

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者¹⁾ニシ
テ喪失ノ日前二月以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ規定ニ依リ被保險者
ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事
由ニ該當スルニ至リタルトキ³⁾ハ其ノ資格ヲ喪失ス
第十八條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者ガ死亡シタル場合ニ之
ヲ準用ス

被保險者の資格を喪失したるに依り、今迄の社會保險制度に據る生活安定を
失ふものを救済する意味で設けられたのが任意繼續被保險者の規定の趣旨であ
る。

1 此の繼續申請をなし得るのは、法第十三條の規定に依り各種の事業に使用
せられる被保險者、又は法第十五條及第十五條ノ二の規定に依る任意包括被
保險者ガその事業に使用されなくなつたり、又一年の報酬が千八百圓を超ゆ

るに至つた爲に被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失の日前二月以上被保険者であつたことが條件である。

2 (イ) 資格喪失の日前二月以上引續き被保険者であつた者は其の資格喪失の日(引續して保険給付を受ける者に在りては其の給付を受けざるに至つた日)より十日以内(期限經過後と雖も正當の事由あれば受理する)に其の住所地の地方長官に所定の事項を具して申請するのである(令第十條、規則第十五條)。

(ロ) 任意引續被保険者の取扱は従前其の者が組合所屬の被保険者であつても政府(住所地の地方長官)之を管掌する(規則第一條)。然し引續きその組合に使用されてゐる者であれば組合所屬である。

(ハ) 任意引續被保険者は、自ら保険料納付(全額負擔)の義務を負担し、其の住所氏名を變更したときは自ら之を届出でねばならない(法第七十二條規則第二十一條)。又強制被保険者、任意包括被保険者となつたときは其の旨を事業主に申出でねばならないものとされてゐる(規則第十一條第一項)

3 任意引續被保険者は(一)其の被保険者となつた日より六月を経過したと

被保険者證に関する事項

き、(二) 保険料を納付せずして納期限後十日を経過したとき、(三) 強制被保険者又は任意包括被保険者となつたとき、(四) 船員保険の被保険者(船員保険法第二十條第一項の規定に依る被保険者を除く)となつたとき、(五) 勅令(第七條ノ二)に依り組織せられた共済組合の組合員となつたときは各其の該當の日を以て被保険者の資格を喪失する(令第十條ノ二、規則第十六條)。尙死亡したときはその死亡した日の翌日に資格を喪失すること法第二十一條第二項に規定する通りである。

(一) 被保険者證の交付 被保険者證は其の所持者が被保険者たることの證明書であつて、常に被保険者本人が之を所持し保険給付を受けるには之を保険醫に提示するを建前とし(規則第四十五條ノ二第二項)謂はゞ療養券たる役割を爲すものである。被保険者資格取得届出のあつた場合は、地方長官又は組合は事業主に其の被保険者の被保険者證の記號及番號を通知すると同時に被保険者證を事業主(法第二十條の任意引續被保険者なる場合は被保険者)に送付する。送付を受けた事業主は直ちに之を被保険者に交付するのである(規則第二十二條第二十三條第一項、第二項)。被保険者證の第一面記載事

項變更のあつたときの訂正及再交付の手續に關しては規則第二十三條に詳細規定してゐる。

(二) 被保險者證の返納 被保險者が資格を喪失したとき又は保險者に變更のあつたときは遅滞なく被保險者證を回収し及之が返納義務を負擔してゐる。此の場合繼續給付を受くる被保險者に付ては其の事由を資格喪失届に附記する。尙任意繼續被保險者は自ら之を返納するのである(規則第二十三條ノ二)。

(三) 療養の證明 被保險者證には療養に關する事項を記載するものであり、醫療擔當者は此の療養記録に依り受給期間内に在ることを知り診療を爲すのである。同時に二以上の傷病の療養を要する場合には、先に被保險者證を保管する保險醫から療養證明書の交付を受けて之を提出し治療を受けることとなる。此の場合療養證明書が被保險者證の役割を爲すのである(規則第四十七條第一項、第二項)。

第三章 保 險 者

總

說

一 第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府¹⁾及健康保險組合²⁾トス

健康保險の保險者は政府及健康保險組合である。即ち健康保險事業を遂行する責任者であつて、被保險者が健康保險の客體なるに對し保險者は健康保險事業經營の主體である。

- 1 第一の保險者は政府である。政府管掌の範圍は第二十四條に於て説明する
- 2 第二の保險者は健康保險組合である。組合の組織權限に付ては第二十五條以下に於て述べる。

第二十三條 保險者ハ被保險者及被扶養者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者及被扶養者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

- 1 保險事業の經營者たる保險者即ち政府及健康保險組合は療養機關及保健施設を有し得る權能を有する。之を保健施設と呼ぶ。保健施設は被保險者の健

康を保持増進し併せて其の豫防効果に因つて保険給付の費用をも節約し得る。所謂保健施設として實施し得るのは次の如きものである。

- 一、保険に關する宣傳
 - 二、傷病の豫防に關する施設例へば各種の豫防注射、寄生蟲驅除藥等の配合或は榮養改善講習指導等
 - 三、健康診斷に關する施設
 - 四、保養に關する施設 海岸溫泉等に保養所を設置すること
 - 五、右の外保險者に於て必要ありと認むる施設
- 2 改正法に於て新に療養施設又は保健施設に必要な費用の支出を爲すことを得る旨明かにされたのである。之は療養施設、保健施設を保險者自ら設置せずして第三者をして設置せしめ、其の設置する際健康保險に於て之を利用する爲之が設置費を保險者に於て負擔し得ることである。例へば健康保險組合の設立さるる事業所に於て、事業主が病院を設置する場合にその費用の一部を組合で支出する。そして、設置後組合が少額の醫療報酬を支拂つて利用すると云つた場合である。

政府管掌の保險

- 第二十三條ノ二** 保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者及被扶養者ニ非ザル者ヲシテ前條ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得
保險者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ利用料²⁾ヲ請求スルコトヲ得
- 1 前條に於ける療養施設或は保健施設は事業に支障のない保險關係以外の者にも利用せしめることは一般にも便宜であり施設の效用から言つても意義あることである。
 - 2 只此の場合利用に依り器具、機械等の損傷もあるので一定の利用料を請求し得ることとした。

第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

政府は健康保險組合の組織内に這入らない被保險者全體を一個の保險集團に纏めて保險事業を經營するのである。此の政府の經營に屬する被保險者を政府管掌被保險者と名付けてゐる。勿論政府と言つても具體的には事業所所在地の一道三府四十三縣の地方長官（東京府は警視總監）であつて（規則第一條）、實際事務を執行するのは警察部（警視廳では保安衛生部）の保險課と保險出張

所である。尙政府は自らの保険事業を遂行する爲に健康保険特別會計を設置し一般的行政の経費と區別し政府管掌保険に於ける全國一圓の許に一箇の保険經濟が營まれてゐる。

組合管掌の保険

第二十五條 健康保険組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

- 1 茲に組合員とは組合を組織さるべき事業所に使用せられる被保險者である
- 2 従つて、健康保険組合に於ては右(1)の組合員たる被保險者の保險のみを管掌するのである。

第二十六條 健康保険組合ハ法人トス

- 1 組合は健康保険事業なる國家的事務を其の存立の目的とし各種の公法上の特權を有する公法人である。即ち、組合の設立ある事業所の被保險者は組合員として組合設立に同意せざるも之を強制加入せしめ(法第三十五條)保險料其の他の徴収金に付行政上の強制徴收權を有し(法第十一條ノ二第一項及第二項、所得税(所得税法第十七條及所得税法施行規則第十二條)其の他の公課を免除される等が組合の公法人たる特徴である。

第二十七條 健康保険組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

組合を組織する組合員は事業主及其の事業所に使用せられる被保險者である

一、組合の任意設立

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業所ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

- 1 一事業所に付一組合が設立される場合は最も單純なものであり又之を通例とするのであるが、一事業主が二以上の事業を經營してゐる場合に、此の二以上の事業の事業所を合せて一つの組合を設立することが出来る。此の場合には各事業所を合せて常時三百人以上の被保險者を使用することを條件とする
- 2 第二項は、二以上の異なる事業主が共同して組合を設立することが出来る規定である。尙此の場合の被保險者の員數に付ても前項と同様である。

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 二以上ノ事業所ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

1 被保險者の同意を求めるときには事業主は左の事項を記載した書面を被保險者全部に送付することとせられてゐる（令第十一條）。

一、組合員たるべき者の範圍

二、組合の組織の概要

三、保険料の概要

2 規約に規定すべき事項は令第十二條に左の如く指定されてゐる。

一、組合の名稱

二、事務所の所在地

三、組合の設立ある事業所の名稱及所在地

四、公示の方法

五、其の他組合に關し重要な事項

3 「主務大臣」とは厚生大臣である。尙此の認可申請には左の事項及關係書類を添附することとせられてゐる（規則第二十四條）。

一、規約

二、事業計畫書

三、保険料率及其の計算の基礎を示したる書面

四、初年度の收入支出の豫算

五、令第十一條の書面（1に記した事項）の寫（被保險者に送付の年月日を記載すること）

組合設立の認可は以上の要件を具備すれば凡てを認可するものではない。例へば餘りに小規模のものに付ては保險事故が特別に發生した如き場合保險經濟の維持を困難ならしめる不安があるので、法律の規定以上に大體五百人以上の被保險者（纖維工業及採炭事業に付ては常時千人以上）を使用することを必要とすると言ふ認可の方針である。其の事業主が堅實性を有し且關係法令をよく遵守し、又保険料納付成績も良好であつて保險經營を委し得る見込確實なること、二以上の各事業主に依り設立せんとするものに付ては單に組合設立の爲に

協力する程度のもは認可されず、各事業主間に母體たるべき基礎を有するこ
とが必要である。

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項又ハ
第十五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合
ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

1 健康保險組合は現に政府管掌の強制被保險者を以て組合の被保險者たらし
めやうとする場合が普通である爲法第二十八條及第二十九條に於ては「被保
險者」と言ふ文字を使つたのであるが、法第十四條第一項及第十五條ノ二第
一項の規定に依る任意包括被保險者認可申請と同時に組合設立の認可申請を
爲す場合に在りては、未だ被保險者でない者を對象として申請するので法第
二十八條及第二十九條に於て被保險者であるのは、この場合の申請に於ては
「被保險者と爲すべき者とする」と言ふ意味である。

二、組合の強制設立

第三十一條 主務大臣一又ハ二以上ノ事業所ニ付第十三條ノ規定ニ依
ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ
設立ヲ命スルコトヲ得

1 (イ) 前述第二十八條の健康保險組合の任意設立であるに對し本條は組合
の強制設立を命じ得る規定である。

(ロ) 此の命令は一又は二以上の事業所に強制被保險者を單獨に常時五百人
以上使用する事業主に對してのみ發せられる。

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事
業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

1 (イ) 前條に依り命令を受けた事業主は組合設立の義務を生じ規約を作り
認可を申請しなければならない。

(ロ) 此の認可申請を爲す場合、規約の内容に關する指示事項及申請手續は
前述の任意組合設立の申請と同様であるが、唯、令第十一條の書面(被保險
者に對する組合設立に關する趣旨の説明書)の寫及被保險者の組合設立に關
する同意書の送付は之を要しないこととされてゐる(規則第二十四條但書)。
(ハ) 此の組合の設立命令があつた場合に手續を遅延すれば過料の制裁があ
る(法第八十九條)。

第三十三條 (削除)

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

- 1 (イ)「認可を受けたる時」とは、認可を受けた即日即時の意である。即ち認可指令の日附と同日と解するのが妥當である。
- (ロ)組合は厚生大臣の認可に依り成立し、厚生大臣は關係事項を告示し(令第十五條)、事業主は規約を公示し(令第十六條)、更に組合會を召集して組合設立の經過、保険料率及初年度の收入支出の豫算其他重要事項を報告せねばならぬ(令第十七條)。斯くして組合の執行機關たる理事の就職する迄は事業主が理事に代つて組合の事務を取り行ふ(令第十八條)。

第三十五條 健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ハ總テ之ヲ組合員トス

- 1 組合の成立に依つて其の事業主及事業所に使用せられる被保險者は總て組合員になるのであるから組合設立に不賛成であつた被保險者であつても組合員たることを忌避し政府管掌の被保險者として残ると云つたやうなことは許されない。

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

厚生大臣の認可を受けない規約の變更は無効である。

三、組合の監督

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

組合監督の任に當るのは厚生大臣及法第十條の規定に依り職權委任を受けた地方長官である。

- 1 重なる事項として、毎年度決算及事業報告を爲さしめ(規則第三十六條第二項)、毎月の事業狀況を報告せしめ(規則第四十條)、組合員の權利義務の改廢に關する報告を爲さしめ(規則第四十三條)てゐる。

- 2 事業及財産の狀況の検査は、監督の作用中最も重きを爲し其の狀況を現實に検査すること、通常之を組合の監査と稱する。之を行ふ權限は、組合が二以上の道府縣に跨る場合には厚生大臣、然らざる場合は地方長官であつて

各其の命を受けた官吏が實地に検査を行ふのである。

3 前項の監査の結果として必要ある場合に規約の變更を命ずることがあるであらう。

4 厚生大臣は令第十九條の組合會（組合會議員を以て組織する組合の議決機關である）の解散を命ずることが出来る（令第七十一條第一項）。又訴訟の裁決を爲し（令第二十三條第三項）更に理事専決の場合に指揮を請はしめ（令第三十九條）る等である。

第三十七條ノ二 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三條ノ施設ヲ爲スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

1 法第二十三條の所謂保健施設の設置命令及之が経費の支出命令は新に改正（昭和十七年二月法律改正）された重要事項である。而して、保健施設として命令を爲し得る範圍は左の諸事項である（規則第四十四ノ二）。

一、傷病の豫防に關する施設

二、健康診断に關する施設

三、療養に關する施設

四、保養に關する施設

健康の保持に關する施設

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス

1 本條は組合役員之故障ある場合又は其の職務を執行せざる場合の所謂職務管掌である。市町村等に對する道府縣官吏の職務管掌と同意義の制度であつて、健康保險組合の事務が被保險者の疾病負傷等保險給付を主眼とし理事者の事故に依り其の停滯を許さざる性質に鑑み當然の制度であらう。

2 職務管掌の場合に於ける其の代行者の俸給其の他の費用は凡て組合の負擔なる旨を明かにした。

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲ガ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スル

ノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

1 組合が國家的事業を行ふものである以上被保険者の権利利益を確保し、事業運営の萬全を期する爲嚴重な監督を受けること當然であつて、本條は令第七十一條に規定する組合會解散權と共に其の最たるものである。

第四十條 解散ニ依リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之を承繼ス

1 解散前に其の組合の有してゐた權利義務の一切例へば組合の所有してゐた財産、保険料徴收權、保險給付の義務其の他の權利義務は一切政府が承繼し被保険者も政府に引繼がれる。

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外健康保險組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合解散其ノ他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

1 健康保險組合の管理、財産の保管及利用方法、分合解散其の他の事項に關

しては、施行令第十九條乃至第七十三條に詳細規定してゐる。

第四十二條 同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ノ保險者は主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

本條は被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合に於て、例へば甲の事業所は政府管掌に屬し乙の事業所は健康保險組合の管掌に屬してゐると言つた場合の被保険者の保險の管掌を何れに據らしむるかの規定である。此の場合に於ける保險者所屬の選定に關し規則第二條を以て左の如く之を明かにした

規則第二條 被保険者ガ同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルル場合ニ於テ保險者ガ二以上アルトキ又ハ其ノ使用セラルル事業所ガ異リタル道府縣ニ在ルトキハ被保険者ハ其ノ保險ヲ掌ルベキ地方長官又ハ健康保險組合（以下組合ト稱ス）ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ地方長官又ハ組合ニ届出ヅベシ
地方長官又ハ組合ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官又ハ組合ニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ被保險者ガ勞働者年金保險ノ被保險者ナル場合ニ於テハ同項ノ届書ニ勞働者年金保險ノ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ附記スベシ
被保險者ガ勞働者年金保險ノ被保險者ナル場合ニ於テ地方長官ニ對シ勞働

者年金保險法施行規則第二條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ併セテ第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十二條ノ二 健康保險組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲健康保

險組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

健康保險組合聯合會ハ法人トス

健康保險組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ健康保險組合聯合會ニ加入スルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條、第二十三條ノ二、第三十四條、第三十六條乃至第三十九條及第四十一條ノ規定ハ健康保險組合聯合會ニ之ヲ準用ス

1 健康保險組合が全國的に集つて團體を形成し從來民法上の社團法人として設立されてゐたのを昭和十七年二月本條に規定し新に公法上の法人として設立し得ることとなつた。其の目標は組合の内容の充實、形式の強化就中共同の醫療施設或は保險施設を整備充實して之が利用を爲さんとするに在る。

2 聯合會の設立は法律上の義務ではなく健康保險組合の任意である。

- 3 然し一度聯合會が成立すれば之に参加することを強制することが出来る。尙許可申請書には(一)規約、(二)事業計畫書、(三)初年度の收入支出豫算を添付することゝされてゐる(規則第四十四條ノ三)。
- 4 聯合會の設立手續、管理監督等は凡て健康保險組合に準じて行ふの意である。

第四章 保險 給付

療養の給付 一、療養給付の範圍

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ爲ス

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 病院又ハ診療所ヘノ收容
- 五 看護
- 六 移送

前項第四號乃至第六號ノ給付ハ保險者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

療養の給付の範圍は從來保險經濟を考慮して最少限度に止めると言ふ考へ方であつたが、最近ハ國民醫療としての社會保險醫療の使命を考へて必要なものは支給すると言ふ建前になつた。此の精神は診療方針なる中に、從來一定の場合健康保險に於て診療を行はない旨示されてゐた事項があつたのを撤去されたことに依つて明かである。即ち醫師として診療を要すと認められたものに對しては如何なる疾病と雖も診療が爲されることに改められたことは注目すべきである

- 1 「診療」は内科、外科其の他總ての専門醫の診療及齒科醫師の診察を意味し且診斷の上に必要な検査試験等を包含する。尙往診を求むるときの一部負擔はないが、車馬賃は凡て被保險者の負擔である。
- 2 「藥劑又は治療材料の支給」とは、治療上必要な藥品其の他器具器械傷病を治癒せしむるに必要な凡てのもの供與を謂ふ。
- 3 「處置、手術、其の他の治療」の中、處置とは繃帶の卷替、藥の塗布、患部の洗滌、電法、點眼、注射、酸素吸入等で、手術は患部の切開、縫合等を

謂ひ、此の外特殊療法たるエツキス光線療法、日光療法、溫浴療法等を含む尙齒科治療の中の外鑲嵌（インレイ）の如き多額の費用を要するものに付ても治療が行はれる。從來の一回二十圓以上の處置、手術等に付事前に保險者の承認を受くることは撤廢され必要な治療は充分行ふこととせられた。轉地療養も亦必要により之を認め、轉地先の宿料、入浴料も支給され往復の旅費は移送として支給される。

4 「病院又は診療所への收容」とは、所謂入院のことである。これは手續として保險者の承認を経るのであるが治療上必要であれば保險者は常に承認を與へる。又入院を要すること明かなるものには事前の申請を省略し得ること次の（8）に述べる通りである。

5 「看護」とは被保險者に治療上必要な看護人を附することである。入院の場合と同様保險者が必要ありと認めた場合に限る。尙看護は入院治療の場合に限らず自宅療養の場合にも必要があれば之を附することが出来る。只家族が看病したのは茲に云ふ看護としての扱ひを受けない。看護は現物給付が建前であるが若し被保險者が支拂つた場合は其の立替金を保險者に於て支拂ふことと

なる。

6 「移送」とは、被保険者が傷病の状態に依り病院又は診療所迄歩行すること能はず又は歩行することが著しく困難な場合に於て、人力車、自動車等を利用する場合を云ふのであつて、保険者の認定に依り移送に要した費用を支給するのである。移送の給付は被保険者が歩行し得る限り支給されないのであつて例へば、被保険者が單に通院の爲任意に人力車自動車電車等を利用する場合には支給されない。然し歸郷療養、轉地療養等を必要とする場合に於ける歸郷の旅費は移送として支給され、又移送の途中の旅費は移送として支給され、又移送の途中醫師、看護婦の附添を要する場合には其の移送費が考へられるが家族が附添つた旅費の如きは支給されない。移送も亦保険者の承認を要すること及立替えた者に支拂ふことは看護と同様である。入院、看護及移送に關する給付が保険者の承認を経るも要することは夫々前に一言したが、右の各場合に於ても己むを得ざる事由に因り申請書を出す暇がなかつたと言ふやうな場合は、強いて申請せしめることなく入院、看護、移送を行つてよいとせられたのであるが、此の場合は其の申請の出来なかつた事由の止

んだ後直ちに申請書の記載事項と、己むを得ざる事由とを記載した届書に一定事項に關する保険醫の意見書を添付して提出せねばならない（規則第五十六條ノ三第一項但書）。

7 第二項の「命令を以て定むる場合」に關し施行規則に左の場く規定された規則第五十六條ノ三 被保険者ハ法第四十三條第一項第四號乃至第六號ノ給付ヲ受ケントスルトキハ第五十三條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ但シ己ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニアラズ、此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及己ムヲ得ザル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スベシ
前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

一 法第四十三條第一項第四號乃至第六號ノ給付ノ必要ト認ムル事由

二 病院又ハ診療所ヘノ收容ノ場合ニ在リテハ收容ノ期間

三 看護ノ場合ニ在リテハ看護ノ期間

法第四十三條第一項第四號ノ給付ヲ受ケントスル被保険者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ申請書又ハ届書ノ提出ヲ要セズ

一 地方長官ノ指定スル病院又ハ診療所ニ收容セララルル場合

二 別ニ定ムル疾病又ハ負傷ニ因リ病院又ハ診療所ニ收容セララルル場合

二、診療手續

第四十三條ノ二 前條第一項第一號乃至第四號ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者²⁾中自己ノ選定シタル者³⁾ニ就キ之ヲ受クルモノトス此ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ定ムル所ニ依リ一部負擔金ヲ支拂フヘシ

- 1 被保險者が診療を受けるには、保險醫、保險藥劑師其他保險者の指定した者に、就いて之を受けるのを原則とする。即ち、被保險者は保險醫、保險藥劑師又は保險者の指定する者に被保險者證を提出して療養の給付を受けることを申出るのである（規則第四十五條ノ二第一項、第二項）。
- 2 其他「保險者の指定する者」とは工場、鑛山等に設置せられる事業主醫局或は官公立病院其他の醫療機關にして保險者の指定した者を指す。
- 3 「自己の選定したる者」とは自由選擇の意である。要するに保險醫、保險藥劑師であれば何人を選ぶも自由である。又從來は轉醫する場合は承認を必要としたのであるが、此の制限も撤廢され全くの自由選擇主義となつた。

4 勅令で定むる被保險者の一部負擔金の支拂を要せざるは次の場合である（令第七十四條）。

- 一、業務上の事由に依り疾病に罹り又は負傷したる場合
- 二、特別の事由ある健康保險組合が厚生大臣の認可を受け一部負擔金の支拂を爲すことを要せざることを規約を以て定めたる場合
- 三、其他厚生大臣の定むる場合（現在定めたものはない）
- 5 厚生大臣の定むる一部負擔金の額及支拂ふ種目は左の通りである。

健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル一部負擔金ノ額

（昭和十八年二月八日 厚生省告示第六七號）

健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル一部負擔金ノ額ヲ左ノ通定メ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十七年三月厚生省告示第二百二十八號ハ昭和十八年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

- 一、醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合（診療報酬點數表ノ區分ニ依ル）

内服薬	一劑一日分ニ付	五錢	六六
頓服薬	一回分ニ付	五錢	
外用薬	一劑ニ付	五錢	
注射	一回ニ付	十錢	
處置(理學的療法、精神病特殊療法及寄生蟲療法ヲ含ム)	一回ニ付	五錢	病院又ハ診療所 收容中ノ場合ヲ 除ク
手術	一回ニ付	十錢	
病院又ハ診療所收容	一日ニ付	三十錢	
二、齒科醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合(齒科診療報酬點數表ノ區分ニ依ル)			
内服薬	一劑一日分ニ付	五錢	
頓服薬	一回分ニ付	五錢	
外用薬	一劑ニ付	五錢	
處置	一齒又ハ一顎一回ニ付	五錢	
充填	一齒ニ付	十錢	
鑲嵌	一齒ニ付	三十錢	
補綴(白色ゴム際ヲ除ク)	一齒又ハ一個ニ付	二十錢	
手術	一回ニ付	十錢	

三、保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合

内服薬	一劑一日分ニ付	五錢
頓服薬	一回分ニ付	五錢
外用薬	一劑ニ付	五錢

四、保險醫ノ指定スル者ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合ハ第一號及第二號ニ掲グル額但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ保險者ガ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ其ノ額此ノ場合ニ於テ保險者ガ健康保險組合ナルトキハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

以上を見れば分るやうに、一部負擔なきものとしては診察(初診、再診、往診)検査、看護及移送等である。尙前項の一部負擔金は療養の給付を受ける都度保險醫若くは保險藥劑師又は之を使用するものに對して支拂ふこととせられてゐる(規則第四十五條ノ三)。

三、保險醫及保險藥劑師

第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師

齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政官廳之ヲ指定ス
醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由³⁾ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

1 保險醫、保險藥劑師の指定は地方長官に於て道府縣醫師會長、道府縣齒科醫師會長又は道府縣藥劑師會長の意見を聽き之を爲す（令第七十五條第一項）。従つて組合等に於て特に指定することなくして各組合に取つても當然に保險醫、保險藥劑師である。従つて事業主醫局の如きは組合が指定しても地方長官が指定しなければ保險醫とは呼べない。又官公立病院が組合の醫療を擔當する場合に於ても行政官廳の指定なき限り法第四十三條ノ二の規定に依る保險者の指定する者であつて保險醫ではない。

2 「正當の理由」とは例へば（一）病氣又は老齡の爲醫務に従事する事困難なる場合、（二）應召、徵用等により公務に従事する場合、（三）身分の所屬關係に於て許可を得られない場合（官公吏たる醫師が上司の許可を得られないが如き）である。此の義務の不履行に對しては罰則が規定されて居ないので法律上の義務違反ではあるが處罰はない。

3 醫師、齒科醫師又は藥劑師を使用する者が保險醫又は保險藥劑師たること

を妨ぐる場合の「正當の理由」とは保險醫又は保險藥劑師となることに依り自己の醫療經營が著しく妨げられるが如き場合が考へられる。

第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

1 保險醫、保險藥劑師は別に定むる療養擔當に關する規程に従ひ懇切丁寧ニ被保險者の給付及其の家族の療養を擔當するものとされており（規則第四十五條第一項）且診療を擔當する間被保險者證を保管し、診療が終れば之を被保險者に返還すること、被保險者に一部負擔金を請求すること、療養中他の保險醫の診療を必要とする場合には療養證明書を交付すること、被保險者より請求があれば處方箋を交付すべきこと等を規定されてゐる（規則第四十六條第一項、同第四十五條ノ三同第四十七條、同第五十條）。

四、診療報酬

第四十三條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

1 醫療報酬に關する勅令の定めは療養に要する費用より一部負擔金を控除し

たる額とし、厚生大臣の定むる所とされてゐる（令第七十六條第一項、二項）。尙此の醫療費用の決定に當つては厚生大臣は事前に日本醫師會長、日本齒科醫師會長又は日本藥劑師會長の意見を聽くことになつてゐる（同條第三項）。

五、療養費の支給

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

1 健康保險に於ては現實の療養を爲すを建前としてゐるが、其の實行が困難若くは不可能の場合には療養の給付に代つて療養費を支給する。即ち例外として現金給付が認められるのである。療養費を支給し得べき場合は次の三つの場合である（令第七十七條）。

一、保險者に於て療養の給付を爲すこと困難なりと認められたとき。例へば山間の僻地で保險醫なき場合、保險醫あるも天災地變等の爲め療養を爲すこと困難な場合、保險醫の指示を受けて接骨師の手當を受けた場合又は保險醫

でない傳染病院等に收容せられ療養費用の一部を徴收された場合等である。此の場合被保險者は所定の届書に依り療養費の支給の請求をするのである（規則第五十三條）。

二、被保險者が保險者の承認を受け其の指定せざる醫師又は齒科醫師の診療を受けたる場合に於て其の被保險者の申請ありたる時。此の場合例へば保險診療機關が附近にない場合又は被保險者の希望する特殊の治療施設を有せざる場合には被保險者の利便の爲此の途が拓かれてゐる（手續は規則第五十四條及第五十五條参照）。

三、被保險者が緊急の場合に於て保險者の指定せざる醫師又は齒科醫師其の他の者の手當を受けたるとき。緊急の場合には保險醫以外の者の診療を受けることの保險者の承認を受け得ないので、承認なくして診療を受けた場合を設けたのである。茲に「緊急の場合」とは事實問題であつて保險者の認定に依るの外ない。又「其の他の者」の手當とは醫師、齒科醫師以外の何人でも差支ない。例へば急病で他人より賣藥を譲り受け手當を受けた場合の如きも之に包含される（手續は規則第五十六條参照）。

四、其他厚生大臣の定むる場合に於て被保険者の申請ありたるとき（現在の所定められてゐない）。尙療養費支給の額の算定基礎に關しては勅令を以て左の如く規定されてゐる。

令第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ニ於テハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ノ十分ノ八ニ相當スル額又ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ
第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第七十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

六、療養給付の法定期間

第四十四條ノ二 療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ
主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スモノトス

- 1 (イ) 「同一の疾病又は負傷」とは、一回の疾病又は負傷の意味であつて、其の罹病より治癒までを之に包含してゐる。一旦治癒した疾病が再發した場合には假令同一名の疾病であつても之を「同一の疾病」と見ることは出來ない。かゝる場合は後の疾病に付ても新に六月間の給付が爲されるのである。(ロ) しかし乍ら斷續して療養の給付をなす疾病の場合は、其の疾病が連續する限り同一の疾病と看做されることになる。
- (ハ) 同時に數病に罹つてゐるやうな場合は各其の疾病に付六月間の計算が爲される。
- 2 療養の給付を始めた日より六月を經過すれば受給權利はなくなるのであつて、其の間療養の給付を受けない日があつても同一疾病の繼續である限り六月の計算から除外されないこと勿論である。
- 3 「主務大臣の指定する疾病」として結核性の疾病を指定してゐる（規則第五十六條ノ四）。
- 4 結核性の疾病に付ては法第四十四條ノ二第一項の期間を超えて通じて一年に至るまで繼續して療養の給付を爲すことが出来る。然し此の場合には其の

保険給付を始めた日前三月以上引続き被保険であつたことを條件としてゐる
(令第七十八條ノ二)。

一、支給の額

第四十五條 被保険者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ
期間傷病手當金トシテ一日ニ付職員ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ
在リテハ報酬日額ノ百分ノ五十二相當スル金額ヲ、其ノ他ノ者ニ在
リテハ報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ
事由ニ依リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務
ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給
ス

1 「勞務に服すること能はざるとき」とは、療養の爲勞働不能なることを必
要とし、休養の爲休暇を取るやうな場合を含まない。又その勞務不能は全部
勞務不能の意味であつて、軽い傷病の爲充分に働けなくて従前のやうな収入
を得られない場合でも従前の勞務に服する限りは茲に勞務不能とは云はない
或は醫師の診療を受ける爲數時間休業する場合も同様である。従來の勞務に

傷病手當金

は服し得ないが他の輕易な作業には従事出来る如き場合、療養の爲休業しつゝ
副業又は内職を爲すやうな場合勞務不能であるかどうかは診療擔當醫の認
定に俟つべきも、従前の作業に従事し得ない限り大體に於て勞務不能として
扱ふべきであらう。

2 「勅令の定むるもの」として規定されたのは、職員中、傷病の爲勞務不能
の際三月以上俸給の全額を受けることを得べきものである。即ちこれに該當
する者の傷病手當金は一日に付報酬日額の百分の五十である(令第七十八條
ノ三)。

3 傷病手當金は勞務不能の原因で業務上の疾病負傷である場合は勞務不能と
なつた即日より支給するのであるが、業務外の疾病負傷に依る傷病手當金に
付ては其の勞務不能となつた日より起算して第四日目より支給する。即ち三
日間の支給されない期間がある。之を待期と呼ぶ。待期は同一の傷病に付て
は最初の勞務不能の場合だけであつて、二回目以後は直ちに傷病手當金を支
給する。待期を設けた理由は傷病手當金を得んが爲に勤めを休むが如き所謂
詐病を防止しやうとするに在る。尙傷病手當金の支給請求書は規則第五十七

條の所定事項に依る。

七六

第四十六條 病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令¹⁾ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

1 被保險者入院した場合に於て其の被保險者に家族がなければ標準報酬日額の百分の二十に相當する金額に減額される(令第七十九條)。これは入院中病院又は診療所に於て食事が給與されるから従つて家族のない者は生活費の壓迫が尠い理由に依る。

二、傷病手當金の支給期間

第四十七條 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

第四十四條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス²⁾
傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖モ療養ノ給付ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

1 傷病手當金は療養の給付と併行的に支給されるのを原則とし、其の支給期間は療養の給付同様一般傷病に付ては六月である。

法定期間を超ゆる療養の給付

2 結核性の疾病に關する傷病手當金に付ては療養の給付同様通じて一年を限度とされる意である。

3 傷病手當金支給期間は療養の給付期間經過と共に打切られる。

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ第四十四條ノ二ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

1 療養の給付の期間は一般の傷病に關し六月、結核性疾病に關し一年と定められてゐるが、傷病の容態に依り同一の保險醫に於て治療を繼續することが必要である場合があり此の場合に於て法定期間を超えて繼續治療を爲すべきことの申請があれば、保險者は療養を繼續し得る事を規定したのである。

七七

死亡に関する給付

- 2 「他の法令の規定に依り」とは工場法又は鑛夫勞役扶助規則等に依る事業主の扶助の義務を指す。
- 3 費用の償還に提供する擔保は國債證券又は確實なるものであれば株券でも差支ない。尙之が申請書には規則第五十八條の所定の事項を記載せねばならぬ。保險者は右の申請に基き之を認むる場合は承認書を交付し、被保險者は之を保險醫に提出して普通の場合と同様に給付を受けるのである。
- 4 療養の給付に要した費用は事業主より之を徴收する。

第四十九條

被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬月額ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

- 1 埋葬料は被保險者の死亡當時其の収入に依り生計を維持した者で而も埋葬を行ふものに對して之を支給する。「被保險者に依り生計を維持した者」と

は少しでも被保險者の収入に依つて生計を營んでをれば足りるのであつて又戸籍上の家族である事を要しない。即ち内縁の妻は勿論、扶養を受けてゐた縁故者でも差支ない。

- 2 埋葬料の額は被保險者の標準報酬月額の一月份であるが、若し其の金額が三十圓に滿たない場合は三十圓とする。

- 3 本項の埋葬費の支給は「埋葬を行ひたる者」であれば單なる知人、隣人でも良い。實際埋葬を行つた者に支給する。只此處で注意すべきは、「前項に依り埋葬料の支給を受くべき者なきとき」とあるのであるから、前項に依る埋葬を行ふ者が存する場合はその者に支給するのであつて本項に依る支給は爲されないことである。尙之等の請求に關する手續は規則第五十九條、第六十條に規定されてゐる。

第五十條

被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ勅令¹⁾ヲ以テ定ムル額ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令²⁾ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二ニ相當スル金額ヲ支給ス

- 1 (イ) 分娩費の額は三十圓である(令第八十一條)。之に依り産婆の謝禮其

分娩に関する給付

の他の諸費に充てしめるのである。

(ロ) 分娩費の支給には其の分娩が正當な結婚に基くことを必要としないし又生産たると死産たるを問はない。然し妊娠四ヶ月を超えないものは疾病として取扱ひ分娩に關する給付はしない。

(ハ) 分娩費の請求には所定の事項を記載し之に市町村長、醫師又は産婆に於て出産又は死産の事實を證明した書類を添付するのである(規則第六十一條)。

- 2 出産手當金は、被險者が分娩の日前二十八日、分娩の日後四十二日以内に於て勞務に服しない期間之を支給する。然し分娩の日が其の豫定日より後れたときは分娩前の支給期間を七日まで延長することが出来る(令第八十條)。尙出産手當金の請求手續は規則第六十二條に規定してゐる。

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容スルコトヲ得

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

- 1 産院に收容するのは異狀分娩或は母體の虚弱な場合等に之を行ふものであ

る。茲に産院とは人的及物的設備を言ひ、産院に入れた場合には助産の手當及食事とも併せて支給する。尙産院收容の時以外の手當は現在爲されなかつた。

- 2 産院に收容し又は助産の手當を爲した被保險者に對して支給する分娩費の額は十五圓とされてゐる(令第八十三條第一項)。又此の場合の出産手當金は「専ら其の者に依り生計を維持する者」のない場合は標準報酬日額の百分の二十に相當する金額に減じられる(令第八十三條第二項及令第七十九條)其の他の者に付ては百分の六十である。

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ

期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得

- 1 分娩に關する保險給付を爲す者の資格條件として勅令を以て左の如く規定されてゐる。

令第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給ス

第五十三條 (削除)

第五十四條 出產手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

出產手當金を受ける期間同時に傷病の爲傷病手當金を受ける状態になつても其の期間重複して傷病手當金は支給しない意である。

資格喪失後の給付**第五十五條** 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘ

カリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、

前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令

ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

被保險者が資格を喪失すれば直ちに給付を斷つことは酷なので資格喪失後一定期間内に保險事故が生じ或は資格喪失後も引續いて保險事故の存する場合には保險料は支拂はれなくとも一定限度迄保險給付が爲される。

1 法第五十五條は療養の給付、傷病手當金、出產手當金等に關する繼續給付を爲す場合の規定であつて「……受けることを得べかりし期間」とは其の者が被保險者であつた場合に給付を受け得る期間の意であつて、例へば疾病に罹つた者が療養の給付を受け始めてから三月目に被保險者の資格を喪失したとすればその同一疾病に付法定期間の殘存期間即ち、なほ三月(結核性の疾病に付ては九月)だけは資格喪失後に於ても療養の給付を受け得るのである尙此のことは、傷病手當金及出產手當金の場合に於ても同様である。

2 「同一保險者」とあるのでその者が従前政府管掌被保險者であれば政府であり、健康保險組合所屬であれば其の組合が此の場合の保險者であ

る。

3 法第五十六條は、被保険者たりし者の死亡に關する給付を規定したものである。即ち

一、法第五十五條に依り資格喪失の給付を受けおる者が死亡したるとき

二、資格喪失後の繼續給付を受けた者が其の給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき

三、其の他の被保険者であつたもので被保険者の資格を喪失した日後三月以内に死亡したとき

には埋葬料が支給される規定である。而して此の場合の受給権利者は其の被保険者たりし者に依つて生計を維持してゐた者で埋葬を行ふ者であり、埋葬料を支給するものは、最後に屬してゐた被保険者である。埋葬を行ふ者なき場合及埋葬の額は法第四十九條の場合と同様である。

4 法第五十七條は、被保険者たりし者の分婉に關する給付を規定したものである。即ち被保険者たりし者の資格喪失後六月以内に分婉したときは、被保険者が分婉したときと全く同様に分婉費、出産手當金等を最後の被保険者即ち

資格喪失の際の被保険者より受ける事が出来る（令第八十四條）。

第五十七條ノ二 前三條ノ規定ニ拘ラズ被保険者タリシ者船員保險ノ被保險者又ハ勅令ヲ以テ定ムル者ト爲リタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

1 法第五十五條、第五十六條、第五十七條の被保険者の資格喪失後の給付を爲す規定は其の被保険者たりし者が船員保險の被保険者となるか、又は勅令（令第七條ノ二参照）に依り組織せられた共済組合の組合員となつたときは此の通用がない。即ち重複して保險給付を爲す必要がないから健康保險では給付を爲さないこととした（令第八十四條ノ二）。

（本條は條文の順序が前後してゐるが、保險給付の章に入れて説明するを便宜とする爲此處に入れたものである）。

第五十九條ノ二 第一條第二項ノ保險給付ニ關シ其ノ種類、範圍其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

家族給付の「家族」の範圍は法第一條に於て述べたやうに、引續き六月以上被保險者であつた者の配偶者（内縁の妻を含む）及其の子又は其の他の同居者

家族給付

であつて専ら被保険者に依り生計を維持するものである（令第一條参照）。此の該當家族を規則の上で「被扶養者」と稱する。被保険者は被扶養者を有するときは其の資格届後五日以内に左に掲げる事項を記載した「被扶養者調査書」を事業主に提出する。其の後被扶養者を有するに至つたときも同じである（規則第六十三條）。

一、被扶養者の職業、住所、氏名、生年月日及保険者との続柄

二、被扶養者が被保険者の配偶者及び以外のものなるときは同一の世帯に屬したる年月日及扶養するに至りたる事由

事業主は前項の被扶養者調査書を常に整理しておくのである（規則第六十三條ノ二）。

1（イ）家族給付の「種類」は勅令第八十七條ノ二に定められてゐる。即ち被扶養者の疾病又は負傷に關しては家族療養費、被保険者の配偶者の分娩に關しては配偶者分娩費である。

（ロ）「家族療養費」は、療養に要する費用の二分の一に相當する額が支給されるのであるが（令第八十七條ノ四第一項）、其の支給の方法は被保険者

に直接支給されるのではなく、當該保険醫に對し支拂ふべき療養に要した費用の半額を被保険者に代つて支拂つてやる方法を取るのである（令第八十七條ノ五第一項、規則第六十三條ノ六第一項）。即ち被保険者の家族は半額で診療を爲し得る譯である。被扶養者が保険醫に付療養を受けようとするには事業主の交付する家族診療券に依るのである（規則第六十三條ノ三）。

（ハ）「配偶者分娩費」は十回を支給される（令第八十七條ノ七、規則第六十三條ノ十四）。尙夫婦共に被保険者である場合は被保険者として分娩費の支給があるので配偶者分娩費が支給されないことは勿論である。

（ニ）尙被扶養者は前に述べた療養の給付を受けること困難な場合又は被保険者の申請に依り保険醫以外の者に付診療又は手當を受けたときは別に「家族療養費」の支給を受けられることになつてゐる（令第八十七條ノ三第二項、規則第六十三條ノ七）。

2 被扶養者の受くる療養の給付の範圍は被保険者の場合と同様である（令第八十七條ノ三第三項）。即ち法第四十三條に於て述べたやうに（一）診察、（二）藥劑又は治療材料の支給、（三）處置、手術其の他の治療、（四）病

院又は診療所への收容、(五)看護、(六)移送等の各給付を受け得るのである。

保険給付の制限
又は停止

一、傷病、分娩の場合事業主より報酬を受けて居る場合

第五十八條

疾病ニ罹リ負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

1 茲に「……報酬を受くることを得べき者」とは大體月給者たる職員が之に該當するであらう。即ち月給者は傷病等の爲短期間缺勤するも引續き報酬の全部又は一部を受けける場合が尠くない。傷病手當金又は出産手當金は被保険者の勞働不能の場合に於ける生計の維持として支給される。故に被保険者が事業主より勞働不能の場合に於ても尙かつ報酬を受けてゐるときは其の期間之等手當金の全部又は一部を支給しないこととしたのである。

2 勅令に定められた手當金の制限は原則として傷病又は分娩により勞働不能の期間に受ける報酬の額だけ減じられる。然し此の場合其の受ける報酬の額

が手當金の額より小額である場合即ち報酬日額の百分の六十に達しないときは其の差額だけを支給する事とした(令第八十五條但書)。尙傷病の爲の勞務不能期間事業主より受くべく金額及其の期間に關しては傷病手當金又は出産手當金請求の際其の請求書に記載する事を要する(規則第五十七條第一項第七號及第八號、第六十二條第一項、第五號及第六號)。若し其の事實に虚偽が判明すれば刑法及法第六十四條に依り處罰されることになつてゐる。

第五十九條

前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス
前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

1 「……受くること能はざるとき」とは前條に述べた疾病等の勞務不能期間事業主より繼續して受くることを得べかりし報酬を何等かの事由に因り受けることが出来なかつた場合を謂ふ。

2 受くることを得べかりし報酬の全部を受けなかつた場合は手當金の全額支給があるのであるが、右受くることを得べき報酬の中その一部を受けた場合

に於て其の額が手當金の額より小額であれば其の差額を支給する（令第八十六條）。然し被保險者が既に法第五十八條及令第八十五條の規定に依り手當金の一部を受けてしまつたときは其の受けた額を令第八十六條の規定に依り支給すべき金額中より控除される（令第八十六條但書）。

3 前述に依り支給した傷病手當金又は出產手當金の額は事業主より之を徴收するのである。

第五十九條ノ二（家族給付に關する規定なるを以て説明の便宜上保險給付の章、即ち第五十七條ノ二の次に於て説明す）

二、犯罪に依り又は故意に事故を生ぜしめた場合

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ依

リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス

1 「故意の犯罪行爲」とは犯罪を構成すべき行爲、即ち刑法其の他の法令に違反し處罰せられるべき行爲に依つて保險事故を生ぜしめた場合を謂ふ。従つて行爲者が起訴されたりや否やを問はない。然し其の犯罪行爲が故意のない犯罪即ち過失罪の場合の如きはこれに該當しないのである。又犯罪行爲に

依りと規定してゐるのであるから其の保險事故と犯罪との間に因果關係あることを要する。

2 「故意に生ぜしめたる」とは保險給付を受けんが爲に故意に爲す場合は勿論、保險事故の發生に付故意の行爲があれば足りると解す。例へば自ら身體を傷けた場合、自殺未遂による負傷の場合、勞働爭議に於て飢餓同盟を爲し疾病となつた場合の如きが之に含まれると解す。但し自殺を爲したときは死亡に關する給付は之を爲すこととしてゐる。

三、鬭爭、不行跡等に因り事故を生ぜしめた場合

第六十一條 被保險者鬭爭、泥酔若ハ著シキ不行跡¹⁾因ニ又ハ故意ニ危

害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因り事故ヲ生セ

シメタルトキハ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

1 「鬭爭」とは喧嘩鬭爭の意義であつて第三者よりの加害行爲に對する正當防衛は勿論包含されない。

2 「泥酔」とは酒酔の度の著しいもので、其れが事故發生の原因と爲る程度のものである。

3 「著しき不行跡」とは、正當なる配偶者（内縁の妻を含む）以外の女と關係し數回花柳病に罹りたる場合等を指稱し、入浴理髮等の際偶然に花柳病に罹つた場合ではない。

4 「故意に危害豫防に關する業務上の監督者の指揮に従はざる」場合とは、就業規則其の他の規則に依り禁止せられた場合に之に違反し、又は監督者の指揮に従はずして事故を生ぜしめた場合を謂ふのである。被保險者の死亡した場合は重大な過失に基く場合もあるが、救済又は弔慰の意味で過失の有無を問はず埋葬料を支給される。私通等で分婉した場合は重大な過失であるか否かは疑問であるも、母性保護の上から斯る場合は給付を爲すべきであらう

5 前述の場合には保險者は事故發生の都度、所謂重大なる過失の深淺に依り又被保險者の生活狀況等を併せ考慮して其の支給を適當決定することになる

四、所謂法第六十二條該當の場合

第六十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分婉ニ關シ其ノ期間ニ係ル保險給付ハ之ヲ爲サズ

- 一 陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ
 - 二 本法施行區域外ニ在ルトキ
 - 三 矯正院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ
 - 四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ
- 他ノ法令ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ヲ爲サス
- 前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條及第五十一條第二條ノ規定ヲ準用ス
- 保險者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

1 現役、戰時應召は勿論、勤務演習（簡閱點呼を含まず）の爲召集せられた場合には、國の負擔に於て生活を爲すと共に傷病に對しても療養を受けるから保險給付の全部を支給しない。唯問題としては被保險者に依り生計を維持する者がある場合は傷病手當金の一部を支給するのが至當であらう。

2 「本法施行區域外」とは外國は勿論、朝鮮台灣も含むのである。此の場合

は保險機關なきを以て保險給付をしないこととしたのであるが、實際上疑義が多いので特に之に關し左の如き取扱上の指示を爲されてゐる。

健康保險法第六十二條第一項第二號ノ解釋ニ關スル件

(昭和九年七月十七日
保發第三四七號)

- 一、傷病ニ關スル給付
 - 一 傷病カ本法施行區域内ニ於テ發シタルモノナリト雖モ被保險者カ本法施行區域外ニ在ル期間中ニ於ケル部分ニ對スル療養ノ給付又ハ療養費及傷病手當金ノ支給ハ之ヲ爲ササルコト
 - 二 被保險者カ本法施行區域外ニ在ルトキト雖モ本法施行區域内ニ在リタル期間中ニ於ケル傷病ニ對スル給付ハ之ヲ爲スコト(例ヘハ本法施行區域内ニ在ル期間中ニ於ケル傷病手當金ノ支給ヲ被保險者カ本法施行區域外ヨリ請求シタル場合ノ如シ)
 - 三 傷病カ被保險者カ本法施行區域外ニ在リタル期間中ニ於テ發シタルトキト雖モ被保險者カ本法施行區域内ニ在ル期間中ニ於ケル部分ニ對スル療養ノ給付又ハ療養費及傷病手當金ノ支給ハ之ヲ爲スコト
- 二、分娩ニ關スル給付
 - 一 被保險者カ本法施行區域外ニ於テ分娩シタルトキハ分娩費ハ之ヲ支給セサルコト假令分娩後本法施行區域内ニ在リテ請求シタルトキト雖モ支

給セサルコト

- 二 被保險者カ本法施行區域外ニ於テ分娩シタルトキハ其ノ期間中ニ於ケル出産手當金ヲ支給セサルコト但シ分娩ノ日以後四十二日以内ニ本法施行區域内ニ入りタルトキニ限り其ノ本法施行區域内ニ入りタルトキ以後ノ出産手當金ハ之ヲ支給スルコト
 - 三 被保險者カ本法施行區域内ニ於テ分娩シタル後本法施行區域外ニ去リタルトキハ分娩費及被保險者カ本法施行區域内ニ在リシ期間ノ出産手當金ハ之ヲ支給スルコト(例ヘハ本法施行區域内ニ在リタル期間中ニ於ケル分娩費及出産手當金ヲ被保險者カ本法施行區域外ヨリ請求シタル場合ノ如シ)
 - 四 助産ノ手當ニ關シテハ療養ノ給付ニ準スルコト
- 三、死亡ニ關スル給付
 - 一 被保險者カ本法施行區域外ニ於テ死亡シタルトキニ於テ埋葬料又ハ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者カ本法施行區域内ニ在ルトキハ埋葬料又ハ埋葬費ハ之ヲ支給スルコト
 - 二 被保險者ガ本法施行區域内ニ於テ死亡シタルトキ埋葬料又ハ埋葬費ノ支給ヲ受クベキ者ガ其ノ被保險者ノ死亡後本法施行區域外ニ去リタル場合ニ於テハ埋葬料又ハ埋葬費ヲ支給スルコト(例ヘハ埋葬料又ハ埋葬費

ノ支給ヲ受クベキ者ガ本法施行區域外ヨリ請求シタル場合ノ如シ)

三 被保險者ガ本法施行區域内ニ於テ死亡シタルトキニ於テ埋葬料又ハ埋葬費ノ支給ヲ受クベキ者ガ其ノ被保險者ノ死亡以前ヨリ本法施行區域外ニ在ルトキハ埋葬料又ハ埋葬費ハ之ヲ支給セサルコト但シ被保險者ノ死亡當時本法施行區域外ニ在リシ者ト雖モ其ノ後本法施行區域内ニ在ルトキハ埋葬料又ハ埋葬費ハ之ヲ支給スルコト

3 「矯正院……に入院せしめられたとき」の除外は多少懲罰の意味があるのである。

4 「……拘禁又は留置せられたとき」の留置場とは警察署に附屬し、勞役場とは刑務所に屬するものである。行政執行法に依り檢束處分を受けた者及假出獄者等は本號に該當しない。此の場合に保險給付を爲さないのは懲罰の意味である。

5 「他の法令の規定に依り」とは被保險者が精神病監護法に依り精神病院に入院したとき又は傳染病豫防法に依り隔離病舎に收容せられたとき、結核豫防に依り結核療養所に收容せられたとき等である。此の場合原則として國又は公共團體の負擔に於て療養を受けるのであるから保險者は療養の給付を

爲す要はない。然し乍ら右の場合國又は市町村の規定に依り療養費の一部を被保險者から徴收する場合は令第七十七條第一號の規定に依り療養費を支給しなければならぬ。

6 第三項の規定は前項の被保險者の入院又は收容中の傷病手當金又は出産手當金の支給に付ては一般の入院した者又は産院に收容した者に對して支給する手當金の例に準じて減額される意である。

7 第四項の規定は被保險者が法第六十二條各號の一に該當し保險給付を停止される場合であつても其の被保險者の家族給付の支給に付ては何等變りはないとの意である。

五、療養の指揮に従はざる場合

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由¹⁾ナクシテ療養ニ關スル指揮²⁾ニ從ハサル者ニ對シ之ニ爲スベキ保險給付ノ一部ヲ爲サザルコトヲ得

1 茲に「正當の理由」の認定は保險者の一方的判定に依るの外ない。

2 「療養に關する指揮」とは保險醫及保險者に於て直接被保險者に對して爲す療養に關する指揮又は禁止等を謂ふ。例へば保險醫に於て勞務に服すべか

らざる旨を指示した場合には被保険者が如何なる勞務に服するも本條の適用がある。然し乍ら保險醫の診療を受くるに拘らず更に自費を以て他の醫師の診療を受けた場合、任意に保險醫を變更した場合、具體的指揮のない場合に單に養生を怠つた場合等は茲に所謂療養の指揮に従はざる場合と云ふことは出來ないであらう。

六、保險給付を詐取せんとした場合

第六十四條 保險者ハ詐欺¹⁾其ノ他不正ノ行爲²⁾ニ依リ保險給付ヲ受ケ又

ハ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ³⁾保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

- 1 「詐欺」とは請求の原因たる事實なきに拘らず傷病手當金を請求し分婉の事實なきに拘らず分婉費を請求するが如き行爲である。
- 2 「不正行爲」とは例へば保險醫又は保險者の職員を脅迫して保險給付を受けけるが如き場合を謂ふ。
- 3 (イ) 詐欺其の他の不正行爲に依り保險給付を受け又は受けようとするものなることを知つたときは保險者は、六月以内の期間を定めて保險給付の停止

を決することが出来る。但し詐欺其の他の不正行爲ありたる日より一年を経過したときは右停止の決定を爲すことは出來ない(令第八十八條第一項但書)。

(ロ) 保險者は右の不支給期間を決定したときは遅滞なく其の旨を被保險者に通知せねばならぬ(令第八十八條第二項)。

(ハ) 前項の停止期間中に業務上の事由に因る傷病が発生した場合には傷病手當金だけは支給せねばならぬ(令第八十八條第三項)。尙此の場合の手當金支給期間は停止期間の計算には之を算入しない(同第四項)。

七、保險者の診断を拒みたる場合

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ

診断ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診断ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

- 1 保險者は被保險者が故意に傷病の回復を後らしめ又は虚病の虞れある場合其の他必要ありと認めたときは保險給付を受ける者の診断を行ふことが出來

保險給付の支給
期日

る。

2 若し保險給付を受ける者が其の診断を拒むときは、其の間不正の事實あるものと認め爾後其の傷病には療養の給付及傷病手当金の支給を停止するのである。勿論正當の理由で診断を拒んだものは此の限りではない。拒絶の理由が正當なりや否やは保險者が之を認定し其情狀に應じて給付の全部を停止し又一部を減額することが出来る。

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

1 保險給付の支給は敏速なることを要する。殊に保險者の承認を以て爲される入院、處置、手術、看護、移送等は事苟も人命に關するものであるから敏速に決定しなければならぬ。又手当金の如きは賃金に代り被保險者及其の家族の生活資源であるから矢張敏速支給を要する。この意味で特に本條を置き勅令を以て其の支給期日を左の如く規定したのである（令第八十九條）。只療養の給付に付ては現實の療養であつて疾病又は負傷の初日より開始し、毎日繼續されるものであるから特に支給期日を定める必要はない。

一、療養費、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、埋葬費、分娩費、家族療養

損害賠償請求
の取得

費及配偶者分娩費は其の都度之を支給すること。
二、傷病手当金、出産手当金は、毎月一定の期日に之を支給すること。茲に一定の期日とは如何なる日であるか——これに關しては政府の管掌する保險に於ては地方長官が支給日を決定して告示することを要し、健康保險組合に於ては適宜規約しなければならぬ。

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

1 健康保險に於ては、保險事故が第三者の行爲に因りて生じた場合であつても保險給付は之を支給するのであるが、その保險給付の價格の限度に於て給付を受けた被保險者又は被保險者たりし者が、第三者に對して有する損害賠償請求權を保險者即ち政府又は健康保險組合が取得して被害者たる被保險者に代つて賠償請求を爲し得ることを規定したものである。尙被保險者は療養の給付を受ける疾病又は負傷が第三者の行爲に因るものなるときは其の事實

権利の譲渡及差押の禁止

第三者の氏名、住所（不詳なるときは其の旨）並に疾病又は負傷の状況を遅滞なく地方長官又は組合に届出ねばならぬ（規則第五十二條）。

第六十八條 保険給付ヲ受クル權利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

- 1 保険給付を受ける権利は他人に譲渡することの出来ない財産権であるから質権の目的とはなり得ない。即ち入質することが出来ない。
- 2 又保険給付を受ける権利は國稅滯納處分の例に依り差押へることも出来ない。然し金銭債権である保険給付を受ける権利は相続の目的とは爲り得る。又権利の譲渡が禁止されるが故に本人以外は保険給付を請求することが出来ないが、現金の受額は代理人に於て之を爲すも差支ない。

租税其の他公課の免除

第六十九條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其の他ノ公課ヲ課セズ

- 1 保険給付として支給を受けた金品、具體的には傷病手當金、出産手當金、療養費、分娩費、埋葬料、埋葬費等の現金給付或は藥劑又は治療材料の如き

現物給付を指す。

- 2 右の保険給付を標準として所得稅、市町村税其の他の公課を課してはならない。即ち社會保險制度の趣旨より生活確保の爲に支給される保険給付の効果を充分發揮せしめんが爲に此の特權が法律を以て規定されたのである。

第六十九條ノ二 第六十條、第六十二條第一項及第二項、第六十五條

並ニ第六十七條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ニ之ヲ準用ス

被扶養者の準用規定

- 1 即ち被扶養者が（一）自己の故意の犯罪行爲に因り又は故意に事故を生ぜしめたる場合、（二）陸海軍に徵集又は召集せられ、本法施行區域外に在り矯正院等に入院せしめられ、監獄、留置場又は勞役場に拘禁又は留置せられ市町村の負擔に於て傳染病豫防法に依り、傳染病院等に收容せられて療養を受けたる場合、（三）診斷を行ふことを拒んだ場合、（四）第三者の行爲に因り保險事故を生ぜしめられた場合等に於ては各其の條項に従ひ被保險者と同様に保險給付の停止、一部減額其の他の適用を受けることの意である。
- 2 被保險者の資格喪失後の保險給付を受くることの規定は被扶養者（家族）

にも準用される。従つて被保険者の資格喪失の際現に療養の給付を受けつゝあつた被扶養者は被扶養者として受けることを受べかりし期間、同一被保険者より其の保険給付を受けることが出来るのである。

任意の附加給付

第六十九條ノ三 被保険者ハ勅令¹⁾ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

1 健康保險に於ける保險事故は被保險者の疾病、負傷、分娩、死亡並に被扶養者（被保險者の家族）の疾病、負傷、分娩であり、之に對し夫々保險給付が爲されるのであるが、此の外に任意的な附加給付として本來の保險給付に併せて其の他の給付を爲すことが出来ることとしたのが本條の趣旨である。所で現在勅令第八十七條ノ八を以て左の如く規定されてゐるのみであつて第二項の「給付に關する必要なる事項」が未だ省令に具體化されないので之が給付は爲されてゐない。

「令第八十七條ノ八 被保險者ハ健康保險法第六十九條ノ三ノ規定ニ依リ哺育上ノ手當、哺育手當金ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル給付ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル給付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

第五章 費用の負擔

健康保險事業、就中被保險者に對する保險給付を爲す爲には之が支出に要する財源を求めねばならない。其の財源としては保險料、國庫負擔金、雜收入等であるが、保險料が其の中心をなすことは勿論である。政府に於てはその管掌する健康保險事業を經營する爲特別會計を設置し、一般會計と切離して獨立の收支を營む譯であつて、之を規定する健康保險特別會計法が定められてゐる。尙政府に於ては健康保險組合の如く一定額の準備金を積立てる義務（令第五十條）はないが、餘剰を生じた場合は之を積立てて萬一將來に於て歳計に不足あるときに之より補足する用意としてゐるのである。

一、國庫負擔金

第七十條 國庫ハ勅令¹⁾ノ定ムル所ニ依リ健康保險事業ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

1 (イ) 政府管掌に於ける國庫負擔金は健康保險特別會計法第三條に依り毎年

度豫算の定むる所に依つて一般会計より健康保険特別會計へ一定額が繰入れられる。但し此の繰入れ額は被保険者一人に付二圓の割合を超えない範囲とされてゐる（令第九十條）。又健康保険組合に對する國庫負擔金は其の組合の保険給付に要する費用の十分の一と定められてゐる（令第九十一條第一項）が之が交付に關しては厚生大臣大藏大臣協議の上概算拂と爲すことも出来る（令第九十三條ノ二）。

（ロ）前項の組合に對する國庫負擔金の算出基礎たる「保険給付に要する費用」の範圍及計算に關する事項は令第九十二條に詳細規定されてゐる。

以上の如く國庫が健康保険事業に要する費用の一部を負擔するのは、此の制度により國民の健康を増進し生活を安定ならしむる結果人的資源の培養、勞力供給等に貢献するのみならず國家の衛生費及救貧費等を省くことを得、又延いては各種事業の隆盛を來し、國民の安寧幸福を増進することが出来るからである。尙之を健康保険の國庫負擔金と呼んでゐる。

二、保 險 料

第七十一條 保險者は健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料¹⁾ヲ徵收ス保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令²⁾ヲ以テ之ヲ定ム

1 保險料は健康保険事業を經營するに要する經費を支辨する爲の財源として被保險者の數に應じて事業主より徵收するものである。

2 (イ) 保險料額は各月に付各被保險者の標準報酬月額に保險料率を乗じて得た額である。然し被保險者の資格を取得した日が十六日以後の場合又は被保險者の資格喪失の日が二日以後十六日以前の場合には其の月分の保險料額は之を半額とする。又被保險者の資格を取得した月に其の資格を喪失してしまつた場合の保險料額は、被保險者たりし日數が十六日以上であつたときは其の月分の全額であり、十五日以内のときは其の半額とされる（令第九十四條）。

(ロ) 任意繼續被保險者の保險料の算定方法及職員にして傷病の爲勞務不能期間三日以上報酬の全額支給を受け得る被保險者が他の被保險者となつた場合等に於ける保險料の算定に付ては、別に令第九十四條ノ二及同第九十四條ノ三に夫々左の如く規定されてゐる。

令第九十四條ノ二 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル日ガ十七日以後ナルトキハ其ノ翌月ヨリ十六日以前ナルトキハ其ノ月ヨリ之ヲ算定ス前項ノ場合ニ於テ毎月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル但シ前項後段ノ場合ニ於テ被保險者ト爲リタル日ガ二日以後十六日以前ナルトキハ其ノ月分ノ保險料額ハ保險料月額ノ半額トス

第九十四條ノ三 前條ノ規定ハ第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ガ同條ニ規定スル被保險者以外ノ被保險者ト爲リタルトキ又ハ同條ニ規定スル被保險者以外ノ被保險者ガ同條ニ規定スル被保險者ト爲リタルトキニ於ケル保險料ノ算定ニ之ヲ準用ス

(ハ) 前述(イ)ノ保險料率は保險者が之を定めるのである(令第九十五條)。保險料率は各被保險者に付同一であることを原則とするが左ノ被保險者に付ては異なる保險料率を定めることが出来る(令第九十五條第二項)。

一、令第七十八條ノ三に規定する被保險者(職員にして傷病の爲勞務不能期間三月以上報酬の全額支給を受け得る者)。

二、性質上事故多き業務に使用せられる被保險者(例へば石炭山勞務者の如し)。

尙政府管掌健康保險に於ける改正保險料率は左の通りであるが、これは昭和十八年四月一日より適用されることゝなつてゐる。

政府管掌健康保險の保險料率

(昭和十八年二月二日
厚生省告示第四十三號)

- 一 石炭の試掘、採掘及之に附屬する事業の事業所に使用せらるる被保險者(健康保險法施行令第七十八條ノ三に規定する被保險者を除く)に付ては其の標準報酬月額十圓に付八十錢の割
- 二 前號以外の被保險者にして健康保險法施行令第七十八條ノ三に規定するものに付ては其の標準報酬月額十圓に付三十錢の割、其の他の者に付ては其の標準報酬月額十圓に付四十八錢の割

三、保險料の負擔割合

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第十五條ノ二又ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

1 保險料は被保險者と其の事業主とが二分の一宛負擔するのであるが、任意包括被保險者(法第十五條ノ二)及任意繼續被保險者(法第二十條)は其の

全額を自ら負擔せねばならない。

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ對スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

1 業務の性質上事故の多い事業に關する保險料率に付て異つた保險料率を定め得る（法第七十一條の項參照）と同様に、之等の事業に使用せられる被保險者の保險料に付ても法第七十二條に定むる半額負擔額の原則に拘らず事業主の負擔額を増加することが出来る。此の場合の増加割合は保險料額の三分ノ二までとし厚生大臣に於て之を定める（令第九十六條）。

2 又小額の報酬を受けてゐる被保險者の保險料に付ても前項同様事業主の負擔額を増加し得るのであつて、これは勅令第九十七條に於て、「標準報酬の等級が第一級（月額十圓）に該當する被保險者に關する保險料に付ては事業主の負擔額は標準報酬の等級が第二級（月額二十圓）に該當する被保險者に關する保險料に付事業主の負擔すべき額と同額とする。但し其の額が保險料の全額を超過する場合に於ては事業主の負擔額は保險料の全額とする」こと

と定められてゐる。

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一月ニ付報酬月額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ被保險者タル資格ヲ喪失シタル月ニ於テ被保險者タル資格ヲ取得シタル者及第十五條ノ二又ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

1 被保險者負擔すべき保險料額を「……百分の三を超ゆることを得ず」と規定したのは被保險者をして保險料負擔の加重に陥らしめず、被保險者擁護の趣旨より出た大原則である。従つて採炭業の如き保險料の高率な事業に於ても此の原則を破ることは出来ない。殘餘の分は凡て事業主に於て之を負擔せねばならぬのである。

2 但書の規定は前項の場合の例外の場合である。即ち

一、被保險者たる資格を喪失した月に更に資格を取得した者。——此の場合には前述のやうに保險料計算が半月計算に改められた關係上斯る場合は始めの被保險者としての保險料と後の被保險者としての保險料とが重複し一ヶ

月半分となることがあり、同月内に於て更に多くの資格得喪が繰返へされれば更に多くの保険料となるも、事務の便宜上已むを得ないので此の例外が認められた。

二、任意包括被保険者及任意繼續被保険者。前者は原則として被保険者が全額負擔する建前としており、後者は使用する事業主がないのを通例とするので之亦被保険者の全額負擔となる。

3 第三項は被保険者の保険料負擔原則たる報酬月額額の百分の三を超えて徴收することを要する場合に於ては其の超過部分は事業主より徴收すべきものなることを明かにしたものであるので前述法第七十二條前段の原則に對する當然の規定である。

四、健康保險組合の保険料

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラズ其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保険料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

1 健康保險組合に於ては政府管掌の分とは別に定めしめることも實狀に即す

るとの意味で、規約を以て事業主の負擔額を増加することが出来ることとした。勿論健康保險組合の規約の變更に付ては主務大臣の認右を要するのであるから不適當ではあり得ない。

五、保険料を徴收せざる期間

第七十六條 被保險者第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保險料ヲ徴收セズ

1 法第六十二條第一項各號の一に該當する場合に於ける保険料を徴收せざる期間は勅令第九十七條ノ二に左の如く規定されてゐる。即ち

一、被保險者が法第六十二條第一項各號の一に該當する場合に於て其の日が其の屬する月の全日數に亘る場合に於ては其の月分の保険料額の全額を徴收しない。

二、前項の場合に於て其の屬する月の全日數に亘らざるもの十五日以上なる場合に於ては其の月分の保険料額の半額を徴收しない。

三、被保險者の資格の取得又は喪失のあつた月に於て、被保險者が法第六十二條第一項各號の一に該當する場合に於ては其の月に於ける被保險者たる

日數（同條各項各號の一に該當する日數を除く）が十五日以前なるときは其の月分の保険料額の半額を徴收しない。

四、前項の場合に於て其の日數なきときは全額を徴收しない。

六、保険料納付の義務

第七十七條

事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1 (イ) 事業主は自己の負擔すべき保険料は勿論被保險者の負擔すべき保険料をも取纏めて納付する義務を負ふ。全額負擔の被保險者（任意包括被保險者）に付ても一應事業主が立替へるのである。これは保險者が各被保險者から個々に保険料を徴收するのは煩に堪えないから保宜上事業主に納付の義務を負はせたものである。然し法第二十條の任意繼續被保險者の負擔する保険料は被保險者自身之を納付する。

(ロ) 保険料は納入告知書に依る。若し此の納入の告知をなした後に於て、告知した保険料額が納付すべき全額より超過してゐることが分つた場合には

告知の變更をすることの煩を避け、其の後六ヶ月以内に納付すべき保険料に繰上げ充當することが出来る（令第百條第二項）尙此の過納充當を爲したときは、保險者は其の旨を納付義務者に通知せねばならない（令第百條第三項）。

七、保険料の控除權

第七十八條

事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

1 事業主は、被保險者に對し金錢を以て報酬を支拂ふ場合に於ては被保險者の負擔すべき前月分の保険料を報酬より差引くことが出来る（令第九十八條第一項）。勿論被保險者が死亡解雇等に依り其の事業に使用されなくなつた場合には報酬支拂の際に其の月分の保険料をも差引いて差支ない（令第九十八條第二項）。尙事業主は保険料を控除した場合之に關する計算書（保険料控除簿）を作製し置き、被保險者の請求があれば之を閱覽せしめねばならない（令第九十九條）。

八、保険料の納付期日

一、第七十九條 保険料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

1 (イ) 保険料の納付期日は翌月末日である。(令第百條、第一項)。然し、左の場合に於ては納期を繰上げて徴収することが出来ることとせられた(令第百條ノ二)。

- 一、國稅、府縣稅其の他の公課の滯納處分を受けるとき
- 二、被保險者の使用せらるる事務所を廢止したとき
- 三、強制執行を受けるとき
- 四、破産の宣告を受けたとき
- 五、競賣開始のあつたとき
- 六、法人が解散したとき

(ロ) 健康保險組合に於ては、保険料の納期並に保険料の控除方法に就て規約を以て特別の規定を爲すことが出来る(令第百一條)。例へば保険料は原則として翌日拂ひであるのを毎月その月の末日に組合へ收めることとし、事業主はその月の保険料を被保險者の報酬より控除するが如きことであるが、此の場合被保險者の不利益となるやうに規定することは許されない。

第六章 審査の請求訴願及訴訟

一、權利救済の趣旨

健康保險法に於ては、被保險者の強制加入を始め事業主に對しても種々の義務を課しており又保險給付に於ても保險者の認定處分に關する部面が多々あるので、保險給付、保險料等に關する種々の紛争を生ずることは止むを得ない處であり、以下述べんとする種々の制度はこれらの紛争の途を拓いて事業の伸展を期さんとするに外ならないのである。逐條の説明に入る前に便宜上權利の救済の中心機關である社會保險審査會の組織權限に關し左に其の概要を述べることにする。尙此の社會保險審査會は、元健康保險審査會と稱し、其の組織等に關しては、健康保險法施行令及同施行規則に依り規定せられることとなつた以下述べんとする本章中の括弧内の「審規程」及「審則」の略稱は右の規程及同施行規則の意である。

二、地方社會保險審査會

地方社會保險審査會は、各其の府縣の名を冠しその府縣を管轄區域とし、會長には地方長官（東京府では警視總監）が當り、委員として各廳高等官又は學識經驗者三人乃至五人、事業主四人乃至六人、被保險者六人乃至八人、國民健康保險組合の役員二人を以て構成し、委員の任免は厚生大臣之を爲しその任期は三年である。

三、中央社會保險審査會

中央社會保險審査會の會長は厚生大臣とし、委員には關係各廳高等官又は學識經驗ある者、事業主側を代表する者、勞働者側を代表する者各々十二人を以て組織され、委員は厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ任期は三年である。

四、審査請求の手續

審査の請求は、一定事項を記載した（審則第三條）。文書を以てするのを原則とするも、被保險者の便宜の爲地方審査會に對する請求は口頭を以て爲し得ることとしてゐる（審則第一條）。

五、審査會の審議及決定

審査會は委員定數の半數以上出席し、且各方面を代表する委員が地方社會保險審査會に於ては少くとも各二人（但し國民健康保險關係は一人）、中央社會保險審査會に於ても少くとも各二人出席がなければ開くことを得ない（審規程第十九條）。而して會長が議長となつて其の出席委員の過半數を以て決するのである。その決定内容は當事者を羈束し、地方長官又は組合はこの決定に従はねばならない。

六、審査の請求、訴の提起

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ地方社會保險審査會

ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ中央社會保險審査會ニ審査

ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ

得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

1 保險給付に關する決定に不服ある者は先づ「地方社會保險審査會」に審査を請求し得るのである。尙文書を以てする審査請求書には社會保險審査會規程施行規則第三條の所定事項を記載せねばならない。

2 中央社會保險審査會に審査の請求を爲し得るのは地方社會保險審査會の決定に不服ある者に限る。そして其の審査の請求期限は地方審査會の審査の決定を受けた日より三十日以内とされてゐる。然し此の期限經過後と雖も審査會に於て宥恕すべき事由ありと認めるときは之を受理される（法第八十六條 訴願法第八條）。尙審査請求書に記載すべき事項に付ては地方審査會の場合と同様である（審則第三條）。

3 保險給付に關し通常裁判所に訴を提起し得るのは中央社會保險審査會の決定に不服ある場合である。

4 前各項の審査の請求は裁判上の請求（民法第四百十六條）と看做され時効中斷の効力がある。例へば、傷病手當金を受ける権利は一年を経過すれば時効に因り消滅（法第四條第一項）するのであるが、その一年を経過する直前に右審査の請求があれば時効は中斷されるが如きである。

七、訴願及行政裁判所への出訴

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコ

トヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ

1 (イ) 保險料其の他本條の規定に依る徵收金の賦課若くは徵收の處分又は滞納處分に關し不服ある者は、主務大臣たる厚生大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出来る。

(ロ) 主務大臣たる厚生大臣に對する訴願の手續は訴願法に規定せられてゐるが、其の大體を説明すると、先づ訴願は文書を以て提起することを要し（訴願法第五條）、其の訴願書には不服の要點、理由、一定の要求、訴願人の住所氏名等を記載し、且つ證明書類を添附することを要する（訴願法第六條）。訴願を提起するには處分を爲した行政官廳又は健康保險組合を経由せねばならない（訴願法第二條）。

2 訴願の提起のあつた場合は厚生大臣は中央社會保險審査會の審査を経て決裁を爲すのである。

第八十三條 社會保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

社會保險審査會に關する組織及審査に關し必要な事項は社會保險審査會規程
(昭和十六年六月二十二日) 及同施行規則 (昭和十六年七月一日) に規定されてゐる。
(勅令第七百十五號) (厚生省令第三十二號)

第八十四條 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣
ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

1 保險料其の他本法の規定に依る徴收金の滯納處分を受けた者、其の處分に不服あるときは厚生大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出来る。訴願に關しては法第八十一條に於て述べた通りであり、行政訴訟に關しては行政裁判所法の定むる所に依り一定の書式を以て提起すると共に凡て其の規定に依るのである。

第八十四條ノ二 第八十一條及前條ノ規定ニ依ル訴願又ハ行政訴訟ニ
關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

1 (イ) 保險料其の他本法の規定に依る徴收金の賦課、徴收の處分に不服ある場合の訴願 (法第八十一條) 及之等の徴收金の滯納處分に不服ある場合の訴願 (法第八十四條) に關しては、健康保險組合は訴願法第二條 (註) 以下に規定せられてゐる行政廳と看做される。

(註)

「訴願法第二條訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スベシ以下略」

(ロ) 又前項の處分に不服ある者の行政裁判所に出訴する場合に於ても矢張健康保險組合を行政裁判所法第二十二條 (註) 以下の行政廳と看做するのである。

(註)

「行政裁判所法第二十二條 行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若ハ裁決書ヲ交付シ又は告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スベシ以下略」

八、證據調

第八十五條 社會保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人
又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコト
ヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用
法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ健康保險審査
會ノ爲ス證據調ニ關シテハ過料ニ處シ又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス

- 1 證據調は當事者の申立てた證據のみならず、必要と認めるときは進んで其の審査決定に必要な證據を蒐集することが出来るものと考へられる。併して當事者の申立てる證據に付ても其の調ぶべき限度は社會保險審査會に於て之を決定し、且つ審査會の心證を得られないものに付ては之を採用することを要しないものと解す。
- 2 證據調は社會保險審査會自ら之を行ふこともあるが、必要に應じては之を所要の事務を取扱ふべき地の區裁判所に囑託することも出来るのである。
- 3 證據調に關しては民事訴訟法中證據調に關する規定（民事訴訟法第二編第一章第五節以下）及本條規定の條項が準用される。
- 4 然し、右の場合に於ても出頭しない證人に對し罰金を科し、又は之を拘引することは許されない。

九、提起期限

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ

訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五十八條第二項¹⁾及第五十九條⁵⁾ノ規定ヲ準用ス

- 1 「處分の通知を受けたる日」とは、例へば保険料納入の告知又は差押處分を受けた日を謂ふ。
- 2 「決定書の交付を受けたる日」とは、例へば傷病手当金の不支給決定の通知を受けた日を謂ふ。
- 3 「訴願法第八條第三項」には「行政廳に於て宥恕すべき事由ありと認むるときは期限經過後に於ても仍之を受理することを得」と規定してゐる。即ち審査の請求が其の提起期限たる三十日を経過した場合には上記の規定が準用されるのである。

- 4 「民事訴訟法第五十八條第二項 不變期間ニ付テハ裁判所ハ遠隔ノ地ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ノ爲附加期間ヲ定ムルコトヲ得」
- 5 「民事訴訟法第五十九條 當事者が其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ不變期間ヲ遵守スルコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一週間内ニ限り懈怠シタル訴訟行爲ノ追完ヲ爲スコトヲ得此ノ期間ニ付テハ前條ノ

規定ヲ適用セズ」

即ち法第八十條の訴の提起に付て右民事訴訟法の規定が準用される意である

第七章 罰 則

則

第八十七條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第九條ノ二ノ規定

ニ依ル診療録²⁾ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ
 祕密又ハ個人ノ祕密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓
 以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナ
 ク其ノ祕密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタ
 ル者¹⁾ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯
 ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避
 シタル者³⁾ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

1

「故なく」とは正當の理由なくとの意であつて、例へば裁判上の訊問に對

して答へ、又検査の結果を上司に報告する如きを含まないことは勿論である

- 2 保険給付に關し必要ある場合は當該官吏をして醫師、齒科醫師の診療録其
 の他の帳簿書類を検査することを得るは法第九條ノ二に規定する所であるが
 此の場合、特に其の診療録に依り知得した醫師又は齒科醫師の業務上の祕密
 又は個人の祕密を洩らしたときに於てのみ處罰の対象としたのは、醫師の診
 療録が特に祕密嚴守を要する性質のものであるからである。祕密を守るの義
 務は當該官吏の職に在る間は勿論退官後にも及ぶこととせられたのは當然で
 ある。

- 3 第三項は、前項の祕密漏洩に關する罰則は當該官吏以外の他の公務員又は
 公務員たりし者にも適用されることを規定したのである。

- 4 第四項は、診療録の検査を拒否した場合に關する處罰規定であつて、前項
 に依り當該官吏に對する祕密嚴守を規定すると同時に、一方之を受ける醫師
 齒科醫師に對しても之が検査に従はせ以て保険給付に關する公正を期せしめ
 んとの趣旨である。

- 5 第五項は、當該官吏が被保險者の異動、報酬又は保険給付の決定に關して

被保険者の勤務の場所の關係者に質問を爲し、又帳簿書類の検査を爲すに際し之に答辯を爲さず拒み又は忌避した場合其の者に對する處罰規定である。

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

1 法第八條の規定は、保險者が被保險者の異動、報酬等に關し其の使用者より報告を爲さしめ又は文書の提出を命ずる規定であつて即ち之の命令に違反した者に對する處罰規定である。

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ノ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保險料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處ス

1 此の規定は、健康保險組合設立遅延に對する處罰を規定したものである。即ち、厚生大臣は法第三十一條の規定に基き常時五百人以上の被保險者を使用する事業主に對し健康保險組合の設立を強制し得るのであつて、此の設立命令を受けたる者がその設立を遅延した場合に本條に該當する。

2 過料は科料と異なり刑罰に非ずして組合の強制設立命令の履行を確保する目的を以て課する行政上の秩序罰である。

第九十條 健康保險組合及健康保險組合聯合會カ第三十七條(第四十二條ノ二第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ケタルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス
本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合力之ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

1 「法第三十七條」の規定には、主務大臣たる厚生大臣は健康保險組合に對して事實に關する報告を爲さしめ、事業及財産の狀況を檢査し、規約の變更を命じ其の他監督上必要な處分を爲し得る(此の規定は法第四十二條ノ二第五項に依り健康保險組合聯合會にも準用する)旨規定しており、此の命令又は處分に違反した場合の秩序罰である。

2 茲に「役員」とは令第三十六條の理事を謂ふのであつて、此の場合理事は連帶して責任を負ふべきである。

3 第二項の委任規定に基く百圓以下の過料に處するの規定は現在の所勅令に規定されてゐない。

第九十一條 (削除)

第九十二條 事業主營業ニ關シ成年人と同一ノ能力ヲ有セサル未成年

者若ハ禁治産者¹⁾ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中事業主ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

1 茲に「……同一の能力を有せざる未成年者」とは民法第六條第一項(註)に該當せざる者である。

(註)

「民法第六條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其ノ營業ニ關シテハ成年人ト同一ノ能力ヲ有ス以下略」

2 「禁治産者」とは心身喪失の常況に在る者に付一定の請求に依り裁判所の宣告を受けた者を謂ふ(民法第七條)。

3 事業主が前記の未成年者、禁治産者又は法人たる場合に於ける罰則の適用は其の法定代理人又は法人の代表者に之を科すの意である。

附

第九十三條

事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

1 事業主は其の代理人等が健康保險法、同施行令、同施行規則の命令又は處分に違反した場合に於て、自分の指揮に出てないことを理由として其の處罰を免れる譯には行かない。此の規定は種々の處罰規定に通例的のものである。

則

附則に付ては大體が經過規定であるから既に説明を要しない部分を省く。即ち、昭和十七年二月法律改正の結果、職員健康保險法の廢止に伴ふ同法が健康保險法に包攝される場合の種々の權利義務關係の經過規定中の重要な規定に付てのみ左に説明を加へることとする。

附 則 (昭和十七年三月二十一日法律第三十八號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔昭和十七年勅令第二百九十號ヲ以テ第四十九條第一項、第五十六條

第一項、第六十一條、第六十二條第二項、第六十三條、第七十四條第一項（但書中第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル部分ヲ除ク）及第七十六條ノ改正規定竝ニ第八十四條ノ二及附則第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ施行」。

（昭和十七年勅令第八百二十五號ヲ以テ昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行但シ第一條第三項、第十三條及第四十五條ノ改正規定竝ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ施行）

職員健康保險法ハ之ヲ廢止ス。

前項ノ規定施行前ノ職員健康保險ノ保險給付及保險料其ノ他ノ徵收金ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保險組合ハ同規定施行ノ日ヨリ健康保險組合ト爲リ職員健康保險組合ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タリシ者ニシテ健

康保險ノ被保險者ト爲リタルモノノ受ケル健康保險ノ保險給付ニ關シテハ其ノ者ガ職員健康ノ被保險者タリシ期間ハ健康保險ノ被保險者タリシ期間ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ保險給付ヲ受ケタル期間ハ健康保險ノ被保險者トシテ之ニ相當スル保險給付ヲ受ケタル期間ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保險ノ保險給付及徵收金ニ關シテハ健康保險ノ被保險者タリシ者ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ受ケタル保險給付ハ健康保險ノ被保險者トシテ受ケタル之ニ相當スル保險給付ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

前六項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條及第十八條中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十七條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號及第四號ヲ削ル

二 健康保險法第十三條ノ事業所以外ノ事業所ニ使用セララル者

第十八條中第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 前條第一項第二號ノ事業所ト爲ルニ至リタルトキ
第二十四條第三項、第三十二條第二項及第三十七條第二項中「工場、
事業場若ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

1 第一項は施行期日を勅令に委任したのであつて、これに基き昭和十七年十
二月勅令第八百二十六號を以て左の如く公布せられ其の實施の爲に豫め必要
なる事項の外實質的には昭和十八年四月一日より施行することを明かにした
令附則 (昭和十七年十二月九日勅令第八百二十六號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八號
中第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定竝ニ第十三條ノ二、第
四十三條ノ三乃至第四十三條五ノ及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ
必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

2 職員健康保險法の廢止である。

3 第三項(昭和十七年二月法律第三十八號改正に依る以下同じ)の規定は、
此の改正に基く施行(昭和十八年四月一日)前の職員健康保險の保險給付及
保險料等の徴收に關しては矢張舊職員健康保險法に依るの意である。

4 第六項の規定は職員健康保險の被保險者たりし期間は健康保發の被保發者
と看做す規定であつて、言ひ換へれば職員健康保險の被保險者の資格は健康
保險の被保險者の資格と共通する意である。尙従前保險給付を受けた期間に
關しても健康保險の被保險者が保險給付を受けた期間と看做して取扱ふので
ある。

5 第七項の規定は、本改正施行(昭和十八年四月一日)前に職員健康保險の
被保險者の資格を喪失した者に對する資格喪失後の保險給付及徴收金に關し
ても、之を健康保險の被保險者の資格を喪失した者と看做し、保險給付に付
ても健康保險に於て受けた保險給付と看做して取扱ふの意である。

6 (イ)勅令に委任された事項として職員健康保險の被保險者たりし者の標準
報酬に付ては健康保險の被保險者の標準報酬と看做される(令附則第四項)。
(ロ)職員健康保險法及同施行令に基き爲した命令又は處分は、健康保險法
及同施行令中の相當規定に基いて之を爲した命令又は處分と看做される(令
附則第六項)。

(ハ)職員健康保險法及同施行令に基いて爲した申請は健康保險法及同施行

令に基いて爲した申請と看做される(令附則第七項)。

(ニ) 其の他の職員健康保険法施行令廢止に際し必要な事項は厚生大臣に委任された(令附則第八項)。

健康保險關係法規

健康保險法

大正十一年四月二十二日法律第七十四號
改正大正十五年三月三十一日法律第三十四號
昭和四年三月三十一日法律第二十四號
昭和九年三月三十一日法律第三十四號
昭和十四年三月三十一日法律第三十四號
昭和十六年三月三十一日法律第三十四號
昭和十七年三月三十一日法律第三十四號

第一章 總 則

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對償トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受ク

ル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス

命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ徵收ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戶籍ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動、報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條ノ二 行政官廳保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ

診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ行政官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滞金ヲ徵收ス

第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得但シ健康保險組合カ保險者ナル場合ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得ルハ市町村ニ對シ處分ヲ請求スルモ市町村カ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザル場合ニ限ル

前項但書ノ規定ニ依リ健康保險組合ガ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保險者ガ第一項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

此ノ場合ニ於テハ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第一項及前項ノ規定ニ於テ市町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第十一條ノ三 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十一條ノ四 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス

第十二條 國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二章 被保險法

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場

三 法人又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

(ヘ) 物ノ販賣ノ事業

(ト) 金融又ハ保險ノ事業

(チ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業

(ル) 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者トセズ

一 船員保險ノ被保險者(勅令ヲ以テ指定スル者ヲ除ク)

二 一年ノ報酬ガ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル職員

三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ國民健康保險ノ被保險者タル期間ハ之ヲ健康保險ノ被保險者トセズ

第十四條 第十三條ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使

用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ二 健康保險ノ被保險者ヲ使用スル事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ

使用セラルル第三條ノ二第一項第二號ニ該當スル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險ト爲スコトヲ得
第十三條ノ二(第一項第二號ヲ除ク)第十四條第二項及前條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用
ス

第十六條 第十三條ノ事業所ガ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ事業所ニ付第十四條ノ
認可アリタルモノト看做ス

第十七條 第十三條、第十五條及第十五條ノ二ノ規定ニ依リ被保險ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リ
タル日又ハ第十三條ノ二、第十五條第二項若ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル
日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第十八條 第十三條、第十五條及第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使
用セラレザルニ至リタル日又ハ第十三條ノ二、第十五條第二項若ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ該
當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當
スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條 第十五條又ハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受
ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上被保險者
タリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シ

タルトキ、其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第十八條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者ガ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 保 險 者

第二十二條 健康保險ノ被保險者ハ政府及健康保險組合トス

第二十三條 被保險者ハ被保險者及被扶養者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者及被扶養者ノ健康ノ保
持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十三條ノ二 被保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者及被扶養者ニ非ザル者ヲシテ前條ノ施
設ヲ利用セシムルコトヲ得

被保險者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十六條 健康保險組合ハ法人トス

第二十七條 健康保險組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業所ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ
設立スルコトヲ得

被保険者ヲ使用スルニ以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業所ニ付健康保険組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保険者トアルハ第十四條第一項又ハ第十五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保険組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保険者ト爲ルヘキ者トス

第三十一條 主務大臣ハ一又ハ二以上ノ事業所ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保険組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保険組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 (削除)

第三十四條 健康保険組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保険組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ハ總テ之ヲ組合員トス

第三十六條 健康保険組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 主務大臣ハ健康保険組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條ノ二 主務大臣ハ健康保険組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三條ノ施設ヲ爲スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 健康保険組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保険組合ノ負擔トス

第三十九條 主務大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保険組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外健康保険組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他健康保険組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條ノ二 健康保険組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲健康保険組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

健康保險組合聯合會ハ法人トス
 健康保險組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ健康保險組合聯合會ニ加入スルコトヲ命スルコトヲ得
 第二十三條、第二十三條ノ二、第三十四條、第三十六條乃至第三十九條及第四十一條ノ規定ハ健康
 保險組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四章 保險給付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ爲ス

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 病院又ハ診療所ヘノ收容
- 五 看護
- 六 移送

前項第四號乃至第六號ノ給付ハ保險者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條ノ二 前條第一項第一號乃至第四號ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險

醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルモノトス此ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ定ムル所ニ依リ一部負擔金ヲ支拂フベシ

第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政官廳之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ
 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條ノ二 療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スモノトス

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付

職員ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ報酬日額ノ百分ノ五十二相當スル金額ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シタル療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

第四十四條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖モ療養ノ給付ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ第四十四條ノ二ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ

對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬月額ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容スルコトヲ得

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減スルコトヲ得

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得

第五十三條 (削除)

第五十四條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セズ

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリ

シ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後三月以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第五十七條ノ二 前三條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ者船員保險ノ被保險者又ハ勅令ヲ以テ定ムル者ト爲リタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス
第五十九條ノ二 第一條第二項ノ保險給付ニ關シ其ノ種類、範圍其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

第六十一條 被保險者鬪争、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ其ノ期間ニ係ル保險給付ハ之ヲ爲サズ
一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

二 本法施行區域外ニ在ルトキ
三 矯正院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ
四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ヲ爲サズ
前項ニ掲クル者ニ在リテハ第四十六條及第五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

保險者ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ爲スベキ保險給付ノ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル

、所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第六十九條ノ二 第六十條、第六十二條第一項及第二項、第六十五條並ニ第六十七條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ニ之ヲ準用ス

第六十九條ノ三 保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第五章 費用ノ負擔

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ健康保險事業ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第十五條ノ二又ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一月ニ付報酬月額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ被保險者タル資格ヲ喪失シタル月ニ於テ被保險者タル資格ヲ取得シタル者及第十五條ノ二又ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スベキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十六條 被保險者第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保險料ヲ徵收セス

第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ地方社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ中央社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第八十三條 社會保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十四條ノ二 第八十一條及前條ノ規定ニ依ル訴願又ハ訴訟ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第八十五條 社會保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ社會保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテハ過料ニ處シ又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第一百五十八條第二項及第一百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第七章 罰 則

第八十七條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第九條ノ二ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知

得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ヲ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保險料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處ス

第九十條 健康保險組合及健康保險組合聯合會カ第三十七條(第四十二條ノ二第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ゲタルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合力之ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第九十一條 (削除)

第九十二條 事業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九十三條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則 (大正十五年三月二十九日 法律第三十四號)

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年三月二十八日 法律第二十號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第八十六條ノ改正規定中民事訴訟法ノ規定ノ準用ニ關スル部分ハ大正十五年法律第六十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和四年五月二十八日勅令第四百十二號ヲ以テ昭和四年六月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和九年三月二十六日 法律第十三號)

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十四年四月六日 法律第七十四號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
分曉ニ關スル保險給付ニシテ第五十三條ノ改正規定施行ノ日ノ前後ニ跨ルモノニ關スル費用ノ分擔ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十六年三月五日 法律第三十五號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和十六年三月十日 法律第五十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和十七年三月二十一日 法律第三十八號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十七年勅令第二百九十號ヲ以テ第四十九條第一項、第五十六條第一項、第六十一條、第六十二條第二項、第六十三條、第七十四條第一項(但書中第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル

部分ヲ除ク)及第七十六條ノ改正規定並ニ第八十四條ノ二及附則第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ施行)

(昭和十七年勅令第八百二十五號ヲ以テ昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行但シ第一條第三項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ施行)

職員健康保險法ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保險ノ保險給付及保險料其ノ他ノ徵收金ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保險組合ハ同規定施行ノ日ヨリ健康保險組合ト爲リ職員健康保險組合ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タリシ者ニシテ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノノ受ケタル健康保險ノ保險給付ニ關シテハ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者タリシ期間ハ健康保險ノ被保險者タリシ期間ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ保險給付ヲ受ケタル期間ハ健康保險ノ被保險者トシテ之ニ相當スル保險給付ヲ受ケタル期間ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保險ノ保險給付及徵收金ニ關シテハ健康保險ノ被保險者タリシ者ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ受ケタル

- 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
 - 二 通勤手當又ハ外勤手當
 - 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
 - 四 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ
- 第二條** 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム
健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未滿
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未滿
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未滿
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未滿
第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未滿

第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未滿
第七級	七十圓	二圓三十錢	六十五圓以上七十五圓未滿
第八級	八十圓	二圓七十錢	七十五圓以上八十五圓未滿
第九級	九十圓	三圓	八十五圓以上九十五圓未滿
第十級	百圓	三圓三十錢	九十五圓以上百圓未滿
第十一級	百十圓	三圓七十錢	百圓以上百十五圓未滿
第十二級	百二十圓	四圓	百十五圓以上百二十五圓未滿
第十三級	百三十圓	四圓三十錢	百二十五圓以上百三十五圓未滿
第十四級	百四十圓	四圓七十錢	百三十五圓以上百四十五圓未滿
第十五級	百五十圓	五圓	百四十五圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム
被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス
健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル

第五條

第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一
 - 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額
 - 三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額
 - 四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額
 - 五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
 - 六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
- 被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ
- 保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第五條ノ二

健康保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料其ノ他同法ノ規定ニ依ル徵收金納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ二十錢ヲ徵收ス

第五條ノ三

前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ハ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額五圓未滿ナルトキ
- 二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ
- 三 納付義務者ノ住所及居所ガ帝國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第六條

健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主ガ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府力事業主ナルトキハ厚生大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條

國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ健康保險ノ被保險者トセス

- 一 官吏及待遇官吏
- 二 第九條第二號及健康保險法第十三條第四號（ハ）乃至（ヌ）ニ掲グル事業ノ事業所ニ使用セラ

ルル者

第七條ノ二 國ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ第九條第一號及健康保險法第十三條第四號（イ）乃至（ホ）ニ掲グル事業ノ事業所並ニ同條第一號及第二號ノ事業所ニ使用セラルルモノガ共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ厚生大臣ニ於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ同法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徴收セズ

第二章 被保險者

第九條 健康保險法第十三條第四號（ル）ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス

一 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業

二 物ノ配給（販賣ヲ除ク）ノ事業

第九條ノ二 健康保險法第十三條ノ二第一項第一號ノ規定ニ依リ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ指定ス

第九條ノ三 健康保險法第十三條ノ二第二項第二號ノ規定ニ依リ定ムル額ハ千八百圓トス

第九條ノ四 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲グル者ハ健康保險法第十三條ノ二第一項第三號、第五條第二項又ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ被保險者トセズ但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者一月ヲ超エテ引

續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者

三 日日雇入レラルル者

四 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者

第九條ノ五 健康保險法第十三條ノ二第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

一 健康保險法第十三條第三號ノ規定ニ依リ被保險者タルベキ者ニシテ神社、宗教團體法第二條ノ規定ニ依ル法人又ハ北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラルルモノ但シ第九條第一號及健康保險法第十三條第四號（イ）乃至（ホ）ニ掲グル事業ノ事務所並ニ同條第一號及第二號ノ事業所ノ事務所ニ使用セラルル者ハ此ノ限ニ在ラズ

二 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラルル者

三 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者

第九條ノ六 疾病又ハ負傷ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザル場合ニ於テ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ引續キ三月以上俸給又ハ給料ノ全額ヲ受クルコトヲ得ベキ職員ニシテ被保險者又ハ第七條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル共済組合ノ承認ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノハ健康保險法第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ國民健康保險ノ被保險者タル期間健康保險ノ被保險者トセズ

第十條 健康保險法第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上

引續キ被保險者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日（繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）ヨリ十日以内ニ健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得但シ船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）又ハ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第十條ノ二 健康保險法第二十一條第一項ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

- 一 保險料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ
- 二 健康保險法第十三條、第十五條又ハ第十五條ノ二ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
- 三 船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）又ハ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員ト爲リタルトキ

第三章 健康保險組合及健康保險組合聯合會

第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ左ノ

事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者（健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者）全部ニ送付スヘシ

- 一 組合員タルヘキ者ノ範圍
- 二 組合ノ組織ノ概要
- 三 保險料ノ概要
- 四 保險給付ノ概要
- 五 其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地
- 四 公示ノ方法
- 五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 組合設立ノ際ニ於テ定ムヘキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地
- 四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ厚生大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク規約ヲ公示スヘシ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業所ニ使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條 議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例トス

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ公示スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金ノ管理方法
- 五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 六 組合債

- 七 規約ノ變更
- 八 保険料率
- 九 訴願訴訟ノ提起及和解
- 十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス
議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以内ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スヘシ
前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得
組合會ハ理事之ヲ閉閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ
理事長故障アルトキハ其ノ代表者議長ノ職務ヲ行フ
決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員中ヨリ互選セラレタル

者ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス
第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ラ會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ但シ病氣其ノ他己ムヲ得サル事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得
第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得
第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節 組合ノ役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選舉ス

第三十八條 理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十一條ノ二 規約變更ノ認可アリタルトキハ理事ハ遲滯ナク之ヲ公示スベシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議錄ヲ事務所ニ備フヘシ

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ豫算ヲ更生又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條 組合ハ保険料率ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度（既往ノ年度三年未滿ナルトキハ既往年度）ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額（剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額）ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ使用スルコト

ヲ得ス

第五十一條 (削除)

第五十二條 準備金其ノ他財産ノ管理方法ノ要綱ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ被リ繰替使用シタル金額及前項ノ一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スベシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ

三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業所ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ

選任シタル者共同シテ之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條 分割ニ依リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用スル合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル

組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトナシ

第六十六條 組合解散シタルトキハ厚生大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業所ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業所ノ事業主ノ全部及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルヘキ事業所ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項又ハ第十五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ事業所編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合之ヲ準用ス

第六十九條 事業所ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求メントスルトキハ事業所ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各

號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業所ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ因リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スヘキ者ノ全部ニ送付スヘシ

第六節 組合ノ監督

第七十一條 厚生大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ厚生大臣トス

第七節 健康保險組合聯合會

第七十三條ノ二 健康保險組合聯合會（以下組合聯合會ト稱ス）ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 組合聯合會ノ目的及事業
- 二 組合聯合會ノ名稱
- 三 事務所ノ所在地